

27川総行革第186号

平成28年1月15日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 坂本 茂 様

同 織田 勝久 様

川崎市長 福田 紀彦

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成
27年1月26日付けで包括外部監査人宗和暢之氏から包括外部監査契約に基づく監査
結果に関する報告書の提出がありました。同法第252条の38第6項の規定により、
当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第2
52条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

平成26年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ：産業振興に関する事業についての事務】

第2 総論

Ⅱ 監査における全般的な指摘事項

2 産業振興に関する事業に対する指摘事項

(1) 委託先との契約について

全般1 競争入札による委託先選定の徹底（指摘）

〔指摘の要旨〕

特命随意契約は委託先選定の際に競争原理が働かないことから、効率性の点で問題がある。また、特命随意契約により実質的に長期間の契約が締結されることで環境変化への対応に後れをとることにもなりかねない。契約締結時点で最善の委託先を広く募集することは、効率性の観点からはもちろんのこと有効性の点からも必要である。特命随意契約が認められるのは、効率性などを犠牲にしてでも、特定の委託先を選ばざるをえないという特殊なケースのみである。例えば、アジア起業家誘致交流促進事業では、その運営を委託された事業者は特命随意契約で選定されているが、企画競争方式に変更することで、より多くの事業者から提案を受け付け、その中から最適の提案を行った事業者を選定することができる。

委託契約については、特命随意契約で委託先を選定するケースは例外的な場合に限定し、競争入札の原則を徹底するとともに、委託先に専門性を求められる場合においても企画競争方式を採用することが必要である。

〔措置の内容〕

監査の指摘を踏まえ、競争入札の原則を徹底するとともに、専門性が求められる委託業務については企画提案方式の活用を推進し、特命随意契約は例外的な場合であるとの原則を徹底するため、平成27年3月に随意契約ガイドラインを作成するとともに、5月には局内担当者を対象とした財務事務研修会を実施し、競争入札の原則の徹底と随意契約に関する周知を図りました。

また、平成27年1月に業者選定委員会要綱を改正し、特命随意契約による委託事業は契約金額にかかわらず、業者選定委員会への付議をするものとし、随意契約を締結する理由・必要性等に対するチェック体制を強化しました。

なお、アジア起業家誘致交流促進事業費につきましては、同法人と締結した覚書と同法人が事業運営に不可欠な海外政府機関等との太いパイプを有することから、引き続き随意契約を行いますが、平成27年度からこの選定理由を明確に記載するとともに、状況に応じて企画競争入札等の実施も検討してまいります。

全般2 特命随意契約の際の効率化に向けた取組み（指摘）

〔指摘の要旨〕

競争入札が競争の原理により効率化が図られるのに対し、特命随意契約は委託先選定の際に競争原理が働かないことから、効率性の点で問題がある。したがって、特命

随意契約で事業者が選定されるケースは例外的な場合に限られるが、特命随意契約によって委託先が選定された場合には、競争原理に代わる効率化の取組みが必要である。例えば、契約額の詳細な内訳を入手し、委託先の効率化に向けた取組みが十分かどうかを、委託先に対するヒアリングによって確かめるといった対応が必要である。

〔措置の内容〕

監査の指摘を踏まえ、特命随意契約の予算執行にあたっては、委託業務の内容、手法、設計金額を資料やヒアリングにて十分精査することとし、業者選定委員会において、契約内容や金額を確認し、特命随意契約の理由・必要性等をチェックしていくこととしました。

また、事業実施においては、現場調査やヒアリング等を通じて委託業務の進捗管理を適切に行い、事業費等の精査を行い、より効率的な事業となるよう努めてまいります。

(2) 目標の設定について

全般3 目標の設定の必要性（指摘）

〔指摘の要旨〕

産業振興に関する事業の多くは市から企業への支援等である。そのため、売上高の増加や雇用の拡大といった具体的な事業の成果は、企業側において生じるため、市としては成果に関する目標が設定しづらい事業も多い（便宜上、このような性質の事業を間接型事業と呼ぶ）。

このような理由もあって目標を設定していない事業も多いが、一方で、間接型事業であるがゆえに目標の設定が不十分であると、事業そのものの意義や目的が見失われるといったおそれも考えられる。したがって、産業振興に関する事業は、他の事業にも増して目標の設定が重要である。

目標には、大きく分けてアウトカムの目標（行政サービスの効果を目指とするもので、例えば、市の支援を受けた企業の売上高の増加率などが該当する）とアウトプットの目標（行政サービスの程度を目指とするもので、例えば、市が企業向けに開催する説明会の開催回数などが該当する）に区分される。事業の効果を検証するためには、本来、アウトカムの目標を設定すべきではあるが、産業振興の事業のような間接的業務では、必ずしもアウトカムが適切な目標とならないことも多い。そこで、目標の設定にあたり、まず事業ごとに、アウトカムの目標を設定すべきか、アウトプットの目標を設定すべきかを整理したうえで、アウトカムまたはアウトプットの目標の検討を行うべきである。

〔措置の内容〕

事業目標の設定にあたっては、市の総合計画及び産業振興プランの策定に向け、事業ごとにアウトプットの目標とアウトカムの目標のいずれが適切かを整理・検討し、事業の意義や目的にそった目標の設定と、直接的な成果指標を設定します。

(3) 補助金交付対象のモニタリングと計画変更への対応

全般4 事業計画が変更された際の対応（指摘）

〔指摘の要旨〕

市の産業振興施策の大きな柱として3つのイノベーション(ライフイノベーション、ウェルフェアイノベーション、グリーンイノベーション)が挙げられていることから分かるとおり、市の産業振興施策の特徴の一つとして、企業の研究開発に関する支援が充実している点が挙げられる。具体例として産学共同の研究開発に対する補助事業や、ライフサイエンス共同研究補助金などは、企業の最先端の研究開発に対して補助を行う事業である。

補助金の交付にあたっては、外部の有識者から構成される評価委員などの意見も参考に交付先を検討し決定されている。しかし、一般的に研究開発の事業計画は予定通りに進まないことも多い。したがって、研究開発に関する経費を補助する場合には、申請時の検討に加え、計画変更が行われた場合の対応方法についても、あらかじめルール化すべきである。計画が変更された場合に、その変更内容によって、再度、評価委員の意見を聴取すべきものと、そうでないものとをあらかじめルール化することは、公平性の観点からも必要である。

〔措置の内容〕

産学共同研究開発プロジェクト助成事業費につきましては、平成27年度から「川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付決定に係る今後の事務手続き」を定め、変更内容の重要度に応じた計画変更の手続きとしてルール化し、交付決定後の企業へ通知及び説明を行いました。

また、ライフサイエンス共同研究補助金につきましては、「川崎市ライフサイエンス共同研究補助金交付要綱」を改正し、計画変更時の対応についてルール化を行い、計画が変更された場合に、その変更内容によって、再度、評価委員の意見を聴取すべきものと、そうでないものについても併せてルール化を行いました。

今後も、企業の最先端の研究開発に対する補助事業の実施にあたっては、進捗状況の把握に努めるとともに、計画変更に関するルールを周知徹底することで適切な支援を実施してまいります。

全般5 補助金交付対象のモニタリング（指摘）

〔指摘の要旨〕

補助金の交付決定については、外部の有識者から構成される評価委員などの意見も参考に決定されているなど、その過程は補助金交付要綱に定められている。

一方で補助金交付後に補助を行った事業に対するモニタリングについては不十分である。現在、補助を受けた企業等に対するモニタリングは、市職員、公益財団法人川崎市産業振興財団職員によって行われているが、モニタリングの方法についてルール化されたものはない。

研究開発は、その成果が現れるまでに一定期間が必要となる場合も多い。したがって、例えば、ライフサイエンス共同研究補助金であれば、補助対象期間終了後、3年程度が経過した時点で研究成果のモニタリングを実施するといったことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成27年度から、産学共同研究開発プロジェクト助成事業費について、交付決定

時の説明及び中間検査時の企業訪問に際して、川崎市産業振興財団の職員が同行することとし、同行できない場合であっても訪問結果を共有することで、補助事業終了後も川崎市産業振興財団との連携によるフォローアップが円滑にできる情報共有の体制を構築しました。

新技術・新製品開発等支援事業については、補助金を交付した企業の研究開発をフォローアップするため、アンケート調査を継続するとともに、補助事業終了後の3年間で必ず1回は企業訪問を行うこととし、アンケート調査で開発が進んでいないと回答した企業に対しては、川崎市産業振興財団と調整の上、有識者同席によるヒアリングの機会を設けることとしました。

ライフサイエンス共同研究補助金については、取扱基準を策定し、補助事業終了後の事業評価において「補助対象年度終了後3年間については、毎年度所定の様式により研究の進捗状況報告を求めることとする。」という規定を設けました。

今後も、各事業の目的や助成規模等に応じて、適正なモニタリングを実施してまいります。

(4) 産業関係団体との関係

全般6 負担金の見直し（指摘）

〔指摘の要旨〕

産業関係団体への助成金は、毎年度、ほぼ同額の支出がなされているケースも多く、その算出方法は見直しが必要である。助成金額は、各産業関係団体の支出額の検討を行い、金額の算出根拠が明確かどうかや、各産業関係団体の事業規模と比較して過大な金額になっていないかなどを確認を行ったうえで決定されている。しかし、事業が執行されなかったにもかかわらず、翌年度の助成金が見直されていないケースもあることから、助成金の算定方法は、助成金の過年度の使用状況、使用率、繰越金の残高等も加味したうえで算定するよう見直すべきである。

〔措置の内容〕

平成27年度から、負担金等の確定にあたって「チェックリスト」を活用し、繰越残高がある場合には所管課や経理担当において繰越残高の必要性和妥当性を確認し、適切な額で確定しております。また、平成27年7月に経済労働局において「各種団体の会計事務検査実施要領」を策定し、職員が役務の提供を行う各種団体の会計業務に係る検査について必要な事項を定めるとともに、出納事務のチェックや収支決算状況の確認を行っております。

これらの取組により把握した産業団体の活動状況を踏まえ、予算要求及び予算執行段階で負担金等の過年度の使用状況、使用率、繰越金の残高等も加味したうえで適切に算定するよう努めてまいります。

全般7 産業関係団体の事務（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎国際ビジネス交流推進協議会など産業関係団体の事務を市の所管課の職員が担っているケースが多い。これは各団体の体制が脆弱なこともあって、市の職員が負担

しているものと考えられる。

本来、産業関係団体の事務は、団体自らが行うべきものであり、これを市が担うことは、実質的には市から団体への補助に該当する。市が団体の事務を担うことについては、要綱で定められている場合や、特段の文書では定められていない場合があり、対応はまちまちである。産業関係団体の事務を市が担うかどうかは、まずは事務を担うことの適否を公共関与の妥当性の観点から検討したうえで、事務を担う場合には、担う事務の範囲を文書化するとともに、産業関係団体と市との負担関係の整理が必要である。

〔措置の内容〕

市は「各種団体の会計業務に関する運用（平成 16 年 4 月 1 日施行）」に基づき、各種団体に対し反対給付のない役務の提供（いわゆる人的補助）を行っており、公共関与の妥当性の観点から検討した上で、産業関係団体の事務につきましては、「川崎国際ビジネス交流推進協議会設置要綱」、「川崎日中産業交流協会会則」、「川崎市青年工業経営研究会会則」により、市が団体の事務を担うことやその範囲について文書で定めております。

また、経済労働局においては平成 27 年 7 月に「各種団体の会計事務検査実施要領」を策定し、各種団体の出納事務に対するチェックの強化等に取り組んでいるところです。加えて、総務局においては 27 年度中に各種団体の事務を職員が担う必要性について調査を実施するとともに、その調査結果に基づく見直し方針を策定し、28 年度は経済労働局において、その方針に基づく事務局の関わり方を検討するなど、各種団体と市との負担関係の明確化、適正化を図ってまいります。

(5) 融資制度の利用状況の改善について

全般 8 融資実績の向上（指摘）

〔指摘の要旨〕

融資制度のうち、創業支援資金、流動資産担保資金、産業立地促進資金、福祉関連産業育成資金、環境対策資金の融資実績は低い水準で推移している。川崎市中心小企業融資制度要綱では、預託金について、制度ごとに融資実績及び融資目標等に応じて取扱金融機関に預託する旨が規定されている。また、融資目標は預託金の額に融資倍率を乗じて算出されている。このように川崎市中心小企業融資制度要綱によれば、預託金の金額は、融資実績や融資目標等によって決定されることとされている。

これに対し、創業支援資金、流動資産担保資金、産業立地促進資金、福祉関連産業育成資金、環境対策資金は、融資目標に達していない状況が続いているにもかかわらず、每期ほぼ同額の予算額が計上されている。預託金は、過去の融資実績や今後の融資制度の利用見込みを勘案したうえで決定すべきである。

〔措置の内容〕

預託額については、過去 4 年間ほぼ同額を維持しておりましたが、平成 27 年度の預託額については、過去の実績に対応させ、前年度と比較して総額で約 14%（約 43 億 6,200 万円）の減額を行いました。融資実績が増えている振興資金や小規模事業資金については、預託額を増やしております。

創業支援資金、産業立地促進資金、福祉関連産業育成資金、環境対策資金については、本市の「新かわさき産業振興プラン」における実行プログラム上の産業振興施策に沿う重要な取組であること、流動資産担保資金については、国の方針に沿う取組であり、金融機関への動機付けの必要性もあることを勘案し、預託額を決定しました。

全般 9 融資制度の有効性の検証（指摘）

〔指摘の要旨〕

融資制度のうち、福祉関連産業育成資金及び環境対策資金は政策誘導型の融資制度である。市では、ウェルフェアイノベーション、グリーンイノベーションに見られるように、福祉関連産業や環境関連産業の育成や産業振興の大きな柱の一つとしている。市では、福祉関連産業や環境関連産業の育成を重点としているにもかかわらず、福祉関連産業育成資金及び環境対策資金の利用状況は芳しいものではない。

このような政策誘導型の融資制度では、他の融資制度以上に目標の設定が重要である。融資件数等の定量的な指標を目標として用い、また、事業者に対するヒアリング等を実施することで当該融資制度の意義について検証する必要がある。

〔措置の内容〕

福祉関連産業育成資金及び環境対策資金については、平成 27 年度から融資条件の緩和策として融資利率の 0.1%引き下げを実施し利用の促進を図ってまいりました。

また、定量的な指標については、平成 27 年度から福祉製品開発支援補助金の受給者数、低CO2川崎ブランドの認定件数などを指標として、今後の当該融資制度の利用見込みから勘案し、融資目標額を減額して設定しております。

また、関係課の事業実績と連動する融資制度であることから、連携したチラシの作成や関係課と連携して、関連性のある催しや事業者訪問の際に制度を周知するなど、事業者への周知広報の機会を増やし、当該制度の利用促進に向けた取組をしております。

今後も庁内連携により利用者のニーズを捉え、当該制度の意義を検証し、制度内容の見直しを検討するとともに所管局の事業と併せて当該融資制度の周知を図ってまいります。

(6) 産業振興財団との連携について

全般 10 市と産業振興財団の連携の強化（指摘）

〔指摘の要旨〕

市から産業振興財団に多くの事業が委託されていることや、産業振興財団の自主事業の一部に補助が行われていることもあり、現在、経済労働局と産業振興財団では、2ヶ月に1回のペースで連絡会議を開催し、情報の共有を図っている。

しかし、市が実施している事業と産業振興財団が実施している事業とには、内容が重複するものも見受けられる。事業間の重複を避け、また一方で連携が可能な事業では連携を図るなど、連絡会議は、これまでの実施方法を見直し、事業間の調整機能を果たす必要がある。産業振興財団は、今後、科学技術振興に関する事業も一部担うことを考えると、今まで以上に市と産業振興財団との連携を強化する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 27 年度からこれまでの実施方法を見直し、さらなる効率的な事業実施に向け、事業間調整の場などとして活用するため、これまでの連絡会議とは別に、本市と川崎市産業振興財団との会議の場を新たに設置しました。

今後もこの会議において川崎市産業振興財団との連携を従来以上に密に図るとともに、経営改善をともに進めていきます。

第 3 各論

I 経済労働局産業政策部企画課

1 産業政策一般管理費

結果 1 事業目標の達成度合いの測定（指摘）

〔指摘の要旨〕

評価表では目的達成度合いを測る指標が記載されていない。ガイドブックは中小企業経営者をはじめ多くの市民等に、市の中小企業振興施策の概要を周知することを目的としている。したがって、本事業の指標としては、ガイドブックの配布部数が適切である。なお、例えば、市が、市外の中小企業者に市の様々な施策を理解していただき、市内に誘致するといった意図を市が持つのであれば、指標は市外の中小企業へのパンフレット配布部数が適切である。

〔措置の内容〕

冊子「川崎市中小企業支援施策ガイドブック」について、市外からの視察者受入時に配布することもあります。主として、市内中小企業経営者をはじめ、多くの市民・企業等に、市の中小企業振興施策の概要を周知することを目的としております。平成 27 年度から事業目標の達成度合いを測定するにあたり、ガイドブックの配布部数を本事業の指標とするよう改善しました。今後も適切なパンフレット配布に努めていきます。

2 産業振興協議会運営費

結果 1 設置目的と実態との不整合（指摘）

〔指摘の要旨〕

協議会が産業の振興に関する効果的な施策の推進に寄与することを目的としていることにあわせて、協議会の運営方法を見直す必要がある。例えば、委員の意見を具体的に施策に反映するためには、協議会では幅広い論点を取り扱うのではなく、ある程度論点を絞った議論を行うといったことが考えられる。また、協議会での意見を整理し、どのように施策に反映するのかといった事後の検討も重要である。そのためにも、現在は要綱を根拠とした協議会であるが、協議会の趣旨に合わせて設置根拠を明確にする必要がある。

〔措置の内容〕

当協議会の設置趣旨に合わせて、平成 27 年 4 月 1 日施行の「川崎市附属機関設置条例」により、本協議会を附属機関としました。今後は、産業の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項に関して調査審議するという目的達成のため、事前

の資料配布や論点整理を行うなど、適切な会議運営を図るとともに、委員から聴取した意見を産業振興施策の推進に効果的に反映できるよう取り組んでいきます。

結果2 協議会の位置付けの整理の庁内の情報共有（指摘）

〔指摘の要旨〕

外部の専門家から様々な意見をいただき、施策の推進に向けて、外部の委員から様々な意見をいただくことは効果的である。しかし、一方で協議会が重複することは非効率である。協議会等の位置付けを条例等により明確にするとともに、経済労働局に設置されている各協議会を一覧表にまとめ、関係部局において各協議会での議論を整理すると共に、協議内容を情報共有するといったことが必要である。

〔措置の内容〕

社会情勢の変化により、附属機関等の設置の必要性が低下してきたものや、設置目的が類似しているものなども存在しており、不断の見直しが不可欠となっていたことから、平成26年度に川崎市中小企業金融対策委員会等の2つの協議会を廃止するなど、協議会等の整理を行うとともに、平成27年4月1日に「川崎市附属機関設置条例」を制定しました。今後も引き続き見直しを進め、協議内容を局内で情報共有し、連携を図ることで、より効率的・効果的な運用を実施していきます。

7 科学技術政策推進事業費

結果1 委託先の選定について（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎サイエンスワールドの内容は、市内の研究機関等の研究成果が紹介されており、その製本には科学技術への理解といった一定程度の専門性が必要とされる。しかし、求められる専門性は現在の委託先に特定したものとは言えず、特命随意契約とする理由としては不十分である。委託先の選定方法の見直しが必要である。

〔措置の内容〕

川崎サイエンスワールドは、第1版の作成当初から、第4版を配布している現在まで、特命随意契約により委託先を選定してきました。平成27年度は、副読本第3版の増刷を委託しており、第3版の編集・発行を行った出版社に引き続き随契により委託しました。平成28年度に実施予定の第5版への改版の際は、競争入札や企画提案方式等による選定を行います。

II 経済労働局国際経済推進室

2 国際産業交流推進事業費

結果1 負担金交付目的と積算根拠の確認について（指摘）

〔指摘の要旨〕

現状、負担金額の積算根拠については、交付申請書、事業計画、収支予算書等を確認している。負担金は、負担金の過年度の使用状況、使用率、必要性等を加え繰越金の残高等も加味したうえで算定すべきである。

また、決算額と予算額に差異が生じた場合には、各団体から、その理由を聴取し、

市の施策の推進に影響がなかったかどうかなどの事後評価が必要である。

〔措置の内容〕

川崎日中産業交流協会及び川崎国際ビジネス交流推進協議会に係る、平成 27 年度の負担金は、交付目的の確認を行うとともに、過年度の使用状況や、繰越金の残高を加味すると共に、事業計画の内容から予算額の必要性を十分確認した上で、算定しました。その結果、当室全体の予算を調整する中で、川崎日中産業交流協会に係る平成 27 年度の負担金を平成 26 年度の 401 千円から 380 千円へ減額し、川崎国際ビジネス交流推進協議会に係る平成 27 年度の負担金を平成 26 年度の 848 千円から 753 千円へ減額しました。

平成 26 年度の決算額と予算額との差異に関しては、実施内容の確認を行った上で、計画通りに実施できなかったものについては理由を聴取し、市の施策の推進に影響がなかったか事後評価を行いました。発生した差額は、他事業との連携を図る中で経費を効率化できたことによるもので、展示会への出展支援やセミナーの開催等、市内企業の海外展開に係る支援は予定どおり実施したことを確認しました。

3 都市間産業交流推進事業

結果 1 産業振興財団に対する委託事業について（指摘）

〔指摘の要旨〕

都市間産業交流推進業務を委託している産業振興財団へは、本事業以外にも、多くの事業で委託が行われている。現在、対象事業ごとに事業担当者が事業の企画、管理を行っているが、産業振興に対する事業間の重複を避けるとともに、事業間の連携を図るためにも経済労働局全体として調整機能の充実が望まれる。

〔措置の内容〕

海外コーディネーターを配置し市内企業の海外展開支援に係るワンストップサービスを提供する「川崎市海外ビジネス支援センター運營業務」と、海外展示会への視察・出展、外国企業とのビジネスマッチング等を支援する「都市間産業交流促進業務」を、平成 27 年度から一括で川崎市産業振興財団へ委託し、展示会等への出展に際して、海外コーディネーターにより事前ニーズ把握、フォローアップを行うなど、事業間調整を行ったうえで効果的に海外展開支援を行うことのできる体制にしました。

また、平成 27 年度から、川崎市産業振興財団との連携を従来以上に進めるとともに、経営改善をともに進めていくため、本市と産業振興財団との会議の場を新たに設置しました。

その会議においてさらなる効率的な事業実施に向け、事業間調整の場としても活用してまいります。

4 国際ビジネス交流支援施設運営事業

結果 1 委託先の選定と効率化に向けた取組み（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業を推進する上では、市内企業とのネットワークとジェトロ等との強固な関係が必要であり、川崎市産業振興財団との間で特命随意契約とすることにも一定の理解

は出来る。しかし、特命随意契約の理由としているジェトロ等の海外展開支援に係る機関との強固なネットワークを有しているのは振興財団に限ったものではなく、したがって特命随意契約の理由としては不十分である。

また、特命随意契約では競争原理が働かないため、事業の効率化が図れないこととなる。したがって、特命随意契約とする場合、競争原理が働く競争入札に比べて、より一層の効率化に務めなければならない。指名業者選定依頼書では、概算金額及び積算額が示されているが、積算にあたっては、その根拠となる見積書を複数の業者から入手するといったことが必要である。

〔措置の内容〕

平成 27 年度の委託契約の締結に関し、海外展開支援に係る機関との強固なネットワークを有すること、市内企業の実情やニーズを適確に把握し、必要に応じて専門的な立場からアドバイスや企業マッチングを支援できることを要件として追加しました。

また積算の根拠については、別途 2 社から見積りを入力し、積算額が適切であることを確認した上で、市域全般にわたる中小企業とのネットワークを有しており、かつ海外展開に関する専門のコーディネータによる海外展開支援の実績も十分である川崎市産業振興財団と特命随意契約を行うこととしました。

結果 2 目標達成度合いを測る指標について（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業では事業の目標達成度合いを測る指標として、「川崎市海外ビジネス支援センターの訪問件数」を用いている。本事業の内容は、大きく、川崎市海外ビジネス支援センター（KOB S）の運営管理事業と海外現地サポート拠点の運営管理事業とに区分される。したがって、指標についても、それぞれの事業ごとに設定することが必要である。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から販路開拓支援策の一つである海外現地サポート拠点を活用し、販路開拓に繋がった成果を表すものとして、市内企業の海外展示会等におけるマッチング件数を指標として追加しました。

6 国際ビジネス支援事業

結果 1 委託契約の管理の徹底（指摘）

〔指摘の要旨〕

市では、ベトナム展開支援業務について、過去の事業実績および他の事業との相乗効果を鑑み、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号により特命随意契約にて、特定時営利活動法人アジア起業家村推進機構（以下、「推進機構」）へ業務委託を行っている。

委託業者である推進機構から提出された委託業務報告書を確認すると、報告書作成者名義は、推進機構となっているものの報告書の記載内容、写真、言葉の使い方の詳細を確認すると、同報告書は推進機構ではなく、COPRONA(株)にて記載されたものと

思われる。このことから事業は、委託先である推進機構より COPRONA(株)へ再委託が行われて実施されたものと推測される。再委託契約の締結が必要であるとともに、委託契約の管理を十分に行う必要がある。

〔措置の内容〕

本事業は、平成 26 年度をもって廃止となりました。なお、本事業の再委託にあたっては、事前に本市と協議を行い承認を得ており、再委託の必要性があったものと認識しております。

今後も、委託先との契約にあたっては、一括再委託の禁止と、一部の再委託を行う場合についても、事前に本市と協議を行い、再委託を行う合理的理由等を確認し、適正な履行の確保を図ってまいります。

結果 2 目標達成度合いを測る指標について（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業の目標達成度合いを測る指標は未設定となっている。本事業は、市内企業の海外への進出、外国企業の川崎市への投資を目的としていることから、市内企業の海外企業とのビジネスの成約、海外への投資件数、川崎国際環境儀技術展への出展件数などが指標として考えられる。

〔措置の内容〕

本事業は、平成 26 年度をもって廃止となりました。なお、市内中小企業の海外展開を支援する事業につきましては、平成 27 年度から市内企業の海外への進出達成度合いを測る指標として、海外展示会等におけるマッチング件数を掲げることにしました。

結果 3 企画調整機能を行う担当者の明確化（指摘）

〔指摘の要旨〕

国際ビジネスマッチングフォローアップ業務を委託している産業振興財団へは、本事業以外にも、多くの事業で委託が行われている。現在、対象事業ごとに事業担当者が事業の企画、管理を行っているが、産業振興に対する事業間の重複を避けるとともに、事業間の連携を図るためにも経済労働局全体として調整機能の充実が望まれる。

〔措置の内容〕

本事業は、平成 26 年度をもって廃止となりました。なお、平成 27 年度から、川崎市産業振興財団との連携を従来以上に進めるとともに、経営改善をともに進めていくため、本市と川崎市産業振興財団との会議の場を新たに設置しました。

その会議においてさらなる効率的な事業実施に向け、事業間調整の場としても活用してまいります。

7 環境産業振興事業費

結果 1 達成度合いを測る指標の未設定（指摘）

〔指摘の要旨〕

環境産業振興事業費では、「目標達成度合いを測る指標」が未設定となっている。

本事業は、より多くの事業者に環境産業に対する関心を高めてもらうことを目的としているため、事業目標の達成度合いを測る指標としてはフォーラムへの参加人数が適切である。フォーラムへの参加人数を目標の一つとして、フォーラムのテーマ設定や会場選定等に活用することが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、環境産業フォーラムの達成度の指標については、参加人数を指標に設定しております。

なお、平成 27 年度の環境産業フォーラムについては、本事業費では行わず、国際環境産業推進事業として開催する川崎国際環境技術展内で実施します。

8 省エネ創エネ新技術導入促進事業費

結果 1 委託先の選定方法について（指摘）

〔指摘の要旨〕

応募者が 1 社のみといったことは競争性を損なうこととなるため、複数の事業者が応募しやすいよう対応を図る必要がある。

〔措置の内容〕

本事業は、東北大震災を契機としたエネルギー問題に基づき、省エネ創エネ技術の促進及び情報発信のために実施したものであり、震災から 4 年が経過し、一定の成果を果たしたものとして、平成 26 年度をもって廃止となりました。

今後も、同様の委託契約においては、競争性の確保に向けて、複数の事業者が応募しやすいよう検討を進めていきます。

結果 2 達成度合いを測る指標の未設定（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業では、目標達成度合いを測る指標が未設定となっている。本事業のうち、「かわさき環境ショーウィンドウフェア」、「かわさき環境ショーウィンドウ大賞事業」は平成 25 年度で終了し、また、「かわさき環境ショーウィンドウ・モデル事業」は平成 26 年度で終了の予定である。さらに、「かわさきエコテックウォーカー発行事業」は、平成 27 年度から国際環境産業推進事業に統合の予定である。したがって、「かわさきエコテックウォーカー発行事業」について、指標の設定が必要になる。

「かわさきエコテックウォーカー発行事業」の目標達成度合いを測る指標としては、事業の目的が川崎市内の省エネ、創エネ関連施設等を国内外に広く情報発信することであることから、かわさきエコテックウォーカー誌の配布枚数や配布団体数とすることが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、かわさきエコテックウォーカー発行事業の達成度の指標については配布枚数を指標に設定しております。なお、平成 27 年度以降、当事業は国際環境産業事業内にて実施いたします。

9 エコタウン推進事業費

結果1 目標達成度合いを測る指標の未設定（指摘）

〔指摘の要旨〕

エコタウン推進事業費では、「目標達成度合いを測る指標」が未設定となっている。本事業は、川崎エコタウンに関する情報発信と小学生に対するエコの普及を主な目的としていることから、目標達成度を測る指標として、国内外の視察者数、視察件数（市が、海外に対する情報発信を重点的を考えているのであれば、海外からの視察件数）や、エコ学習への参加者数とすることが適切である。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、エコタウン推進事業の目標達成度を測る指標については、視察者数、視察件数及びエコ学習参加者数を指標として設定しております。

10 エコタウン会館譲受金

結果1 目標達成度合いを測る指標の未設定（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業では、事業の効果、事業目的の達成度合について「割賦金支払」とし、目的達成度合いを測る指標については記載されていない。本事業はエコタウン会館の取得を目的とした事業であるため、本事業の指標はエコタウン会館の利用状況を指標とすべきである。具体的には、年間の視察者数などが考えられる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、本事業の目標達成度を測る指標については、エコタウン会館の年間視察者数を指標に設定しました。

11 国際環境産業推進事業費

結果1 目標達成度合いを測る指標の未設定（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業では、目標達成度合いを測る指標が未設定となっている。市はグリーンイノベーションの一環として、川崎国際環境技術展を開催し、ビジネスマッチングの場を提供するなど環境産業の支援を行っている。環境産業を広く国内外に伸ばしていくことは、川崎市にとっての重要施策の一つと位置づけられている。

このような点からも、本事業の目標達成度合いを測る指標としては、より具体的に設定すべきであり、川崎国際環境技術展への参加者数のほか、ビジネスマッチング件数などが適切である。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、本事業の目標達成度を測る指標については、川崎国際環境技術展への参加者数及びビジネスマッチング件数を指標に設定しました。

12 新エネルギー産業振興事業費

結果1 振興協会への特別会員会費について（指摘）

〔指摘の要旨〕

振興協会の予算と決算とには大きな相違があり、その結果、振興協会では繰越金が

発生している。川崎市は、振興協会の次年度の事業内容を慎重に検討した上で市の負担金の予算額を決定すべきである。

〔措置の内容〕

平成 27 年度の負担金については、事務局として協会が予算を適切に執行し、事業計画を予定通り実施できるよう指導・監督を行い、かつ年度当初事業計画を精査した上で、当初予算通り執行しました。

平成 28 年度以降においても、予算執行については、協会の総会、役員会等で年間事業予定や予算執行状況を定期的に報告・精査することにより慎重に決定します。

結果 2 目標達成度合いを測る指標の未設定（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業では目標達成度合いを測る指標が未設定となっている。本事業は振興協会とも連携を図りながら、市民や事業者に対して、新エネルギーに関する普及啓発と情報提供を行うものである。したがって、指標としては、川崎国際環境技術展での振興協会のブースへの来場者数や新エネルギー産業セミナーへの参加者数などが考えられる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、新エネルギー産業振興事業の目標達成度を測る指標については、防災フェスタや川崎国際環境技術展での振興協会のブースへの来場者数を指標と設定し取り組んでおります。

また、新エネルギー産業セミナーについては、今後環境産業フォーラムと一本化して実施するため、今年度から廃止となりました。

1 3 臨海部産学公民連携推進事業費

結果 1 目標達成度合いを測る指標の未設定（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業の目標達成度合いを測る指標が未設定となっている。本事業は臨海部に立地する企業の環境技術などの優れた技術を国内外に紹介することや、広く市民に企業の環境活動などを紹介することで、企業、市民の連携を図ることを目的としている。したがって、本事業の目標達成度合いを測る指標としては、環境・産業交流コーナー来場者数、工場見学会への参加者数、交流会の参加企業数などが考えられる。

〔措置の内容〕

目標達成度合いを測る指標としては、平成 26 年度までも市民交流会（工場見学会）参加者数を設定しておりましたが、平成 27 年度からは新たに環境・産業交流コーナーの来場者数も設定しました。

1 4 川崎臨海部アメニティ推進事業費

結果 1 普及啓発グッズの製作数と実際配布数との相違（指摘）

〔指摘の要旨〕

平成 22 年から平成 24 年度までのアンケート回答者数平均は、250 名程度であり、予備数量を考慮しても普及啓発グッズの製作数には過剰感がある。来場者数、配布数

を見積もることは困難であるが、前年度実績等を加味し適切に検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

技術展 2015 でのブース来場者数が 450 名で、配布実績は 364 個であるため、技術展 2016 用は、ブース配布分は 500 とし、その他に環境出前授業分が 200、市民エクスカッション分が 60、予備が 40 として、計 800 個を 12 月に発注し、平成 25 年度の発注数 1,000 個に対し、200 個の削減をしました。

今後も、普及啓発用の配布物の発注数につきましては、過去の実績を踏まえた検討を行い、適正な数となるよう見直してまいります。

1 5 アジア起業家誘致交流促進事業費

結果 1 委託先の選定方法について（指摘）

〔指摘の要旨〕

アジア起業家村構想推進事業に係る入居者支援等業務委託仕様書を確認すると、当該業務は、①アジア起業家インキュベーション施設入居者に対する支援サービス②交流コーナーの管理及び事業の企画運営③アジア起業家養成塾（初級編）の開催④事業運営の報告からなっている。業務の内容からすると、必ずしも特命随意契約とすべきとまではいえない。企画競争の実施も検討すべきである。

〔措置の内容〕

本事業は、本市が同法人をパートナーとして、「アジア起業家村」の呼称を掲げアジアパワーを生かした新たな地域活性化や国際貢献を、これまで実施してきたもので、広く国内外にも発信し、高い評価を得ているところです。同法人は「アジア起業家村」を商標登録しており、本市との間で締結した覚書では、同商標の使用には同法人との共同事業実施が条件となっています。本市としては、「アジア起業家村」の呼称が幅広く認知されていることから、本事業については、引き続き当該呼称を使用して実施する必要があります。

さらに、同法人は、事業開始以来のパートナーとして継続して本事業を行い、入居・卒業企業との厚い信頼関係を築くとともに、事業運営に不可欠な海外政府関係機関、企業及びアジアからの留学生等との太いパイプを有し確実な事業実施が確保されること等を、平成 27 年度から業者選定理由として記載し、選定理由を明確にするよう改善し、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特命随意契約を締結するものとなりました。

今後も状況に応じて、事業の企画運営等の業務内容を見直し、企画競争入札等の実施も検討していきます。

Ⅲ 経済労働局産業振興部工業振興課

5 川崎発明振興会補助金

結果 1 事業の見直し（指摘）

〔指摘の要旨〕

発明考案奨励事業（発明に関する講演会、研究会、講習会等）に対する補助となっ

ているが、実態は川崎発明振興会の運営費に対する補助である。補助金が川崎市内の企業の新たな発明に寄与するとは考えづらいことから、抜本的に事業を見直すべきである。

〔措置の内容〕

本事業は、一般社団法人神奈川県発明協会が実施している相談業務にて達成できるため、平成 27 年度をもって廃止しました。

今後も、産業振興に関する補助金については、その必要性について常々検証を進めていきます。

7 中小企業団体組織化推進事業費

結果 1 補助金の算出過程の明瞭化（指摘）

〔指摘の要旨〕

「川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱」第 3 条（4）に、補助金申請書には交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎を記載しなければならない旨が規定されている。補助金の算出方法を要綱に従って明確にするとともに、補助金申請額の算出方法について分かりやすい記載に改めるよう補助金申請者へ求める必要がある。

〔措置の内容〕

本事業は、神奈川県中小企業団体中央会川崎支局が閉鎖となり、神奈川県中小企業団体中央会が同業務を引き継ぐことになったため、平成 25 年度をもって廃止となりました。

今後も、産業振興に関する補助金については、その算出方法の明確化など、透明性の確保に進めていきます。

8 川崎商工会議所補助金

結果 1 補助金の見直し（指摘）

〔指摘の要旨〕

商工会議所の平成 25 年度一般会計収支決算書の収入の部を見ると、繰越金として 67,572,766 円が計上されており、内容は前期繰越金である。また、その他の支出として 30,000,000 円が計上されているが、これは日本商工会議所の方針に沿った財政調整積立金の積立である。

市から商工会議所への補助金は、大きく事業費補助と運営費補助に分けられ、運営費補助に該当するものとして、商工会議所運営費補助金 1,060,000 円がある。商工会議所の財政状況も踏まえ、運営費補助に該当する補助金については検討が必要である。

〔措置の内容〕

商工会議所の財政状況を踏まえ、補助対象経費について検討した結果、平成 27 年 4 月 1 日付で「川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱」を改正し、運営費を補助対象経費から外しました。

9 浅野町大川町会館運営費

結果 1 仕様書の見直しについて（指摘）

〔指摘の要旨〕

浅野町工場会館管理業務委託仕様書及び大川町産業会館業務委託仕様書には、それぞれの委託業務の内容が示されている。しかし、浅野町工業団地組合連絡協議会、大川町産業振興連絡協議会が行う業務には、仕様書に示された業務の他、工場会館、産業会館の入居する工業団地組合、産業振興連絡協議会の構成員として、入居者及び会員の連絡・調整業務を行っている。これらの連絡・調整業務が仕様書からは漏れており仕様書の見直しが必要である。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、入居者及び会員のほか、本市や工業団体連合会等の関係機関等との連絡・調整業務を仕様書の委託内容として追加しました。

結果 2 浅野町工場会館管理業務委託の特命随意契約について（指摘）

〔指摘の要旨〕

平成 25 年度浅野町工場会館管理業務委託について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、特命随意契約としている。具体的には概要にも記載のとおり、浅野町工場会館は浅野町工業団地組合連絡協議会が継続して管理業務を実施しており、十分な管理実績を有していること、管理対象の工場会館の入居者が工業団地組合の構成員であり、連絡・調整業務を効率的に実施できることを特命随意契約の理由として挙げている。

確かに工場会館に入居しているのが工業団地組合の構成員であることからすれば、工業団地組合連絡協議会が管理業務の受託者となれば、苦情相談等の調整業務は円滑に実施できる可能性はあると言える。しかしながら、管理業務委託仕様書に記載されている管理業務の内容を見ると、特殊な技能、技術等を必要とする業務で特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成できない場合とまでは言えず、特命随意契約の理由としては不十分である。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、実態に合わせて、当事業の目的に「団地に立地する企業・団体等の活動促進を図る場として有効活用すること」を位置づけ、委託内容に「産業情報の提供や、市や関係機関との連絡調整・情報交換、同団地に関する情報発信等の業務」を追加しました。

これに基づき、本事業の目的を達成することが可能な事業者は、同団地内の様々な業種の企業間を連絡調整する唯一の団体である浅野町工業団地組合連絡協議会の他にないため、その要件を明確化した上で特命随意契約を締結するものとししました。

結果 3 大川町産業会館管理業務委託の特命随意契約について（指摘）

〔指摘の要旨〕

平成 25 年度大川町産業会館管理業務委託について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、特命随意契約としている。具体的には概要にも記載のとおり、大川町産業会館は大川町産業振興連絡協議会が継続して管理業務を実施しており、十分な管理実績を有していること、管理対象の産業会館の入居者が産業振興連絡協議

会の構成員であり、連絡・調整業務を効率的に実施できることを特命随意契約の理由として挙げている。

確かに産業会館に入居しているのが産業振興連絡協議会の構成員であることからすれば、産業振興連絡協議会が管理業務の受託者となれば、苦情相談等の調整業務は円滑に実施できる可能性はあると言える。しかしながら、管理業務委託仕様書に記載されている管理業務の内容を見ると、特殊な技能、技術等を必要とする業務で特定の者と契約をしなければ契約をしなければ契約の目的を達積できない場合とまでは言えず、特命随意契約の理由としては不十分である。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、実態に合わせて、当事業の目的に「団地に立地する企業・団体等の活動促進を図る場として有効活用すること」を位置づけ、委託内容に「産業情報の提供や、市や関係機関との連絡調整・情報交換、同団地に関する情報発信等の業務」を追加しました。

これに基づき、本事業の目的を達成することが可能な事業者は、同団地内の様々な業種の企業間を連絡調整する唯一の団体である大川町産業振興連絡協議会の他にないため、その要件を明確化した上で特命随意契約を締結するものとなりました。

結果 4 委託経費の効率化について（指摘）

〔指摘の要旨〕

平成 22 年度以降平成 25 年度までの浅野町工場会館管理業務委託及び大川町産業会館管理業務委託の委託費の合計は 7,360 千円と同額で推移している。浅野町工業団地組合連絡協議会及び大川町産業振興連絡協議会の行う管理運営は、経験を重ねることで効率化が進むことが期待されることを考慮すると、委託費が同額で推移することは効率化に向けた取組みが不十分であると言える。さらなる効率化に努める必要がある。

〔措置の内容〕

本業務につきましては、平成 27 年度から委託業務の仕様を見直し、大川町産業団地に立地する企業・団体等の活動促進を図るための連絡調整や情報発信を追加し、「大川町産業団地操業環境向上支援業務委託」とするとともに、委託料の設計、積算を行うに当たっては、実績を考慮することとしました。

今後も委託業務の内容を精査し、適正な設計、積算に努めることで、業務の効率化と適切な執行に取り組んでまいります。

1 1 産業のまちネットワーク推進協議会事業費

結果 1 負担金の見直し（指摘）

〔指摘の要旨〕

産業振興に熱心な自治体間で交流を行いグループディスカッション、視察やアンケート調査の結果を、新事業の計画策定や、事業の見直しに活用することには意義がある。一方で、産業のまちネットワーク推進協議会の収支決算書をみると繰越金が毎年多額に発生しており、余剰資金を有している（平成 23 年度：586,386 円、平成 24 年度：686,254 円）。繰越金、余剰資金が発生していることを考慮し、負担金の見直し

について検討すべきである。

〔措置の内容〕

産業のまちネットワーク推進協議会の繰越金等を踏まえ、平成 27 年度から負担金の金額を 100 千円から 80 千円に減額することを協議会の総会において決定しました。今後も状況に応じて、負担金の見直しについて検討を行います。

1 5 先端産業創出支援事業費

結果 1 特命随意契約理由書における根拠規定について（指摘）

〔指摘の要旨〕

本調査業務の委託先の選定は、特命随意契約によって選定されているが、当該経済波及効果の調査には、優れた専門性が必要とはされるものの、必ずしも A 社が唯一とはいえない。したがって、特命随意契約の理由としては不十分である。

〔措置の内容〕

平成 26 年度は川崎市先端産業創出支援助成金の交付申請がなかったため、当該調査は行っておりませんが、平成 27 年度から、該当案件が発生し、当該調査を行う際には、委託先の選定は入札や企画提案等の手法を採用することとしました。

1 6 先端産業創出支援補助金

結果 1 回議書における決裁日、施行日、完結日の記載もれ（指摘）

〔指摘の要旨〕

事後決裁ではないことを明確にするため、回議書について決裁日、施行日、完結日の記載をもれなく実施することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 27 年 5 月に、平成 25 年度を含む本事業の過年度の回議書の総点検を行い、不備を修正するとともに、再発防止のため、紙文書での起案については、文書主任が文書の施行の際に指摘のあった記載事項も含めてチェックをするなど、チェック体制の強化を図りました。

結果 2 認定審査部会の運営方法の見直し（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業の助成対象は、国際的に見ても最先端の技術を有する団体を対象としている。したがって、助成先認定の判断には、極めて高い専門性を必要とする。そこで、市では助成先認定の過程において、学識経験者の評価結果を取り入れている。しかし、その手法は、書面による学識経験者の評価結果を認定審査部会で検討するもので、直接、学識経験者の意見を聞くものではない。検討の対象が専門性の高い分野であることからみても、認定審査部会に学識経験者がオブザーバーとして出席し、認定審査部会委員と学識経験者が直接の懇談を可能にするなど、より慎重な認定ができるよう認定手法の検討が必要である。

〔措置の内容〕

「川崎市先端産業創出支援助成金事業認定審査会運営要領」では、審査部会は、評

価委員から聴取した評価意見を参考に審議することとなっており、意見の聴取については、書面に限られておらず、直接意見を聞くことが可能となっております。運用上、これまでは書面による聴取のみを行ってまいりましたが、平成 27 年度からは案件に応じて認定審査部会委員と学識経験者が直接懇談する場面を設けるなど、より慎重な認定ができるよう審査部会の運営を行うこととしました。

1 8 新技術・新製品開発等支援事業費

結果 1 アンケートの活用と企業訪問の実施について（指摘）

〔指摘の要旨〕

補助対象企業に対しては、アンケート調査だけでなく、定期的に企業に訪問し、経営者から直接ヒアリングや意見交換を行うことが望まれる。また、補助対象企業に対しては、事業が順調に推移しているかどうかといった検証を行い、必要に応じて今後の事業計画を検討するなど、補助金交付の事後的な検証が望まれる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、補助金を交付した企業の研究開発をフォローアップするため、アンケート調査を継続するとともに、補助事業終了後の 3 年間で必ず 1 回は企業訪問を行うこととしました。また、アンケート調査で開発が進んでいないと回答した企業に対しては、川崎市産業振興財団と調整の上、有識者同席によるヒアリングの機会を設けることとしました。また、企業が事業計画を見直す際には、必要に応じてワンデイコンサルティングなどの支援策の活用を促していきます。

2 0 川崎 P R 製品開発事業費

結果 1 事業対象の明確化を通じた事業の重複解消について（指摘）

〔指摘の要旨〕

専門家派遣や費用負担等は産業振興財団の自主事業としても実施されているため、本事業と共通する点も多い。本事業と産業振興財団の事業とに事業の重複がないかの検討が必要である。

〔措置の内容〕

本事業は、中小企業の自社製品のブランド化を支援する「川崎市ものづくりブランド」や展示会出展を支援する「ものづくり中小企業販路開拓支援事業」等を活用することで同様の目的を達成できるため、平成 26 年度をもって廃止しました。

今後も、産業振興に関する事業の重複がないよう、各事業の見直しについて検証していきます。

結果 2 事業対象の明確化を通じた事業の重複解消について（指摘）

〔指摘の要旨〕

完成した製品を「川崎ものづくり P R 製品」と名付ける本事業は、同様にブランド化を目指した「川崎工業ブランド推進事業費」の「川崎ものづくりブランド」と類似している。また開発した製品をギフトショー等に出店し、販路開拓を支援することでは、「ものづくり中小企業販路開拓支援事業費」についても、企業の催事出店に対す

る補助を行っている点で類似している。

これらの事業は対象となる製品の異なることから事業は区分されているが、市の特長を活かしブランド化を目指すという点では共通しており、これら複数あるPR事業の整理が必要である。

【措置の内容】

本事業は、中小企業の自社製品のブランド化を支援する「川崎市ものづくりブランド」や展示会出展を支援する「ものづくり中小企業販路開拓支援事業」等を活用することで同様の目的を達成できるため、平成26年度をもって廃止しました。

今後も、産業振興に関する事業の重複がないよう、各事業の見直しについて検証していきます。

2.1 産学共同研究開発プロジェクト助成事業費

結果1 研究開発が変更された場合の対応について（指摘）

【指摘の要旨】

本事業により交付された補助対象事業の内の1件について、事前に提出された申請書と事業後に提出された実績報告書を比較したところ、申請書に記載されていた2つの活動内容のうち1つについては、実績報告書では記述がされていなかった。また、実績報告書に添付された経費支出表において費目の内訳項目の多くが実績報告時に追加されたもので、申請時には記載されていないものであった（補助対象経費3,904,715円の内1,959,000円（50.1%）が申請時に記載されていない）。

当初の計画から研究内容が変更された場合は、審査会で承認された研究の目的が達成されない可能性がある。

このような研究開発については、計画当初から内容が変更されることは多分に想定されることから、計画が変更された場合の対応方法について、あらかじめルール化すべきである。計画が変更された場合に、その変更内容に応じて、再度、審査会での承認を必要とするケースと必要としないケースをルール化することは、公平性の観点からも必要である。

【措置の内容】

平成27年度から、開発の新規性や独自性につながる項目の変更の場合には、変更手続きを必須にするなど、変更内容の重要度に応じた計画変更の手続きのルール化を図り、平成27年度交付決定後の企業へ説明を行いました。

結果2 補助決定企業に対する事業計画について（指摘）

【指摘の要旨】

本事業は、中小企業等の研究開発活動に対する経費を補助するものであり、一般的に研究開発の期間は長期を要し、また、効果はただちに新製品や新技術として現れるものではない。そのため、有識者等による評価を受け、採択を受けた事業計画に従って実施されているかどうか、補助金事業が適正に行われているかを担保するうえで重要であると考えられる。

この点、申請書に添付する現状の事業計画は、プロジェクトの概要と簡易な実施ス

スケジュールの記載に留まっており、補助を受ける年度で実施する活動についての説明は、プロジェクトの概要に包含されていた。案件によっては、年度内で完結する内容であるのか、あるいは、年度をまたぐ長期の研究内容なのか不明なものもある。そのような場合、実績報告の提出を受けた場合に、それが当初選定時に期待された研究開発内容なのかを客観的に判断することが難しい。

補助対象となった企業に対しては、申請時の事業計画を検討するだけでなく、補助金交付後も事業計画と実績の比較などの検証を行うなど、補助金交付の効果の検証が必要である。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、補助金交付決定後の中間検査及び報告書提出時に、事業計画と進捗状況の検証を行います。また、補助金交付決定後に検証しやすいように、補助金交付申請書の記載する様式を変更し、開発項目ごとに目標や解決手段などを具体的に記載してもらうようにしました。

結果 3 フォローアップと産業振興財団について（指摘）

〔指摘の要旨〕

補助が決まった企業に対しては、アンケート調査に加えて企業訪問を行い、フォローアップをすることが望ましい。現状、市では補助決定企業に対する補助金交付後のフォローアップについて効率的な取組みが十分に行われていない。

一般的に市職員が短期間で組織を異動するのに対し産業振興財団の職員は比較的長期に亘り担当を続けることが可能である。こういった状況の違いなども踏まえた上で、補助事業終了後についても市と産業振興財団とが連携を図り、効率的にフォローアップを行うための情報共有等の仕組みづくりの検討が望まれる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、交付決定時の説明及び中間検査時の企業訪問に際しては、川崎市産業振興財団の職員が同行することとし、同行できない場合であっても訪問結果を共有することで、補助事業終了後も財団との連携によるフォローアップが円滑にできる情報共有の体制を構築しました。

2 2 川崎市産業振興財団運営費補助金

結果 1 市委託事業との重複を発生させない仕組みの構築について（指摘）

〔指摘の要旨〕

市は補助金の他に、産業振興財団に対して、複数の事業で委託を行っている。

また、「事業対象の明確化を通じた事業の重複解消について」、「類似のデータベースとの情報内容及び管理運営の統一について」に記載したとおり、市が実施している事業と産業振興財団が実施する業務とで重複するものも見受けられる。

このような状況がある中、事業の効率性を高める観点からは、市から産業振興財団に委託する事業の重複や、市の事業と産業振興財団の事業との重複を避けることが必要である。現在、経済労働局と産業振興財団では、2ヶ月に1回のペースで連絡会議を開催し、情報の共有を図っている。今後は、事業の重複を避けることや、一方で事

業間の調整を図っていくため、連絡会議の実施方法を見直し、情報共有に加え、事業間の調整機能を果たす必要がある。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、川崎市産業振興財団との連携を従来以上に密に図るとともに、経営改善をともに進めていくため、本市と産業振興財団との会議の場を新たに設置しました。

その会議においてさらなる効率的な事業実施に向け、事業間調整の場としても活用してまいります。

2.7 技術指導事業費

結果 1 支出実績のない経費を補助対象経費として認定している件について（指摘）

〔指摘の要旨〕

補助金は支出の事実に対して、それをもって金額を支出するものであり、支出の事実がない費目を補助対象経費とすることは事業補助の性質に照らして不適切であり、補助対象経費から除外すべきである。

補助対象経費が実際に支出されているかについては、補助確定段階において、適切に調査すべきである。本件については、補助申請段階で支出予定のあったものを執行しなかったのではなく、そもそも費目として発生予定のない項目が収支予算書の段階から計上されていたものであることから、この観点から確認を行うことで発見が可能であった。

補助申請の際に、収支内容が適正に算定されているかについては、「川崎市補助金等の交付に関する規則」第 4 条前段に「補助金等の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、」とあるように、適正な内容であるか調査を行うことが求められている。

本件は、事業者や事業内容の状況を鑑みれば、実際支出額が発生していないことは明らかな費目であることから、収支予算書段階で計上費目の内容及び金額の妥当性の確認を行い、補助対象経費の適切性を十分に確認すべきである。

〔措置の内容〕

平成 26 年度補助金の額の確定時から、領収書等の根拠書類で支出実績を確認した上で、補助対象経費として認定することとしました。

結果 2 見積時の単価で計算された支出金額を補助対象経費に認定している件について（指摘）

〔指摘の要旨〕

見積もりを基にした積算単価の妥当性については、その妥当性を事前に確認する、証拠書類の提出を求める、または、過年度の実際支出額に基づいた単価方法を徹底する等の改善が求められる。

また、そもそも「川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱」第 17 条では、「補助事業者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければ

ばならない。」とされており、経費に関しては、補助事業者において、その事実を明確にした証拠書類を整備することが求められている。そのため、実績額の積算が困難であることから、見積額を算定するという方法を採用するとしても、それは補助金の申請時にのみ認められ、実績報告の段階では、金額について、証拠書類を整理し、収支決算書の金額について、証拠書類との関連において説明できなければならない。

人件費や光熱費等の固定費・共通費においても、従事割合等を定め、補助金業務に係る事項について、区分して経理する管理体制を構築することにより、証拠書類に基づく経費を算定することは十分可能である。

補助事業として当該事業を実施する限り、要綱に従い収支計算書に記載する金額は、区分して経理し、もって収支の事実を明確にした証拠書類を整備するよう指導することが求められる。

〔措置の内容〕

本事業は、神奈川県や民間団体が実施する技術講習にて同様の目的を達成できるため、平成 26 年度をもって廃止しました。

今後も、産業振興に関する事業の重複がないよう、各事業の見直しについて検証していきます。

3 0 Webかわさき製品見本市事業費

結果 1 類似のデータベースとの情報内容及び管理運営の統一について（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎市産業振興財団の本事業のデータベースは、ともに情報発信によって市内中小企業の販路拡大を目的としており、データベースの内容も多くが重複している。そのため、別個に管理運用することは運営コストを増加させ非効率である。また、両社は、同一項目であっても内容が異なるものが散見されるなど、利用者の立場からしても混乱を招いている。したがって、サイトの統合を含めた一体的運営の検討が必要である。

〔措置の内容〕

平成 28 年度中に情報及び管理の統一を図るため、「かわさきデータベース」への統合を行うこととしました。

3 1 ものづくり中小企業販路開拓支援事業

結果 1 補助対象者の検討（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業では、主にブランド認定を受けている中小製造業者を補助対象者としている。また、ブランド認定を受けている企業は、「川崎工業ブランド推進事業費」では、「テクノトランスファーin かわさき」への出展が認められている。このように、ブランド認定を受けている企業に対しては複数の販路拡大のための支援が行われている。

川崎市内のブランド認定を受けている企業以外の企業にとっても販路拡大は大きなテーマであることから、本事業の対象についても再検討が必要である。

〔措置の内容〕

平成 26 年 4 月から、ものづくり販路開拓支援事業補助金に加え、新たに市外で開

催される専門分野の展示会に本市と市内中小製造業者が合同出展する事業を実施するなどにより、ブランド認定を受けていない市内中小製造業者も支援しています。

結果2 補助事業の周知の徹底（指摘）

〔指摘の要旨〕

交付要綱に記載されている支援対象者の内、補助制度の内容の周知を行っていたのは、川崎ものづくりブランドの認定を受けた中小製造業者のみであり、第2項に該当する団体については、ホームページによる広報の内容が不十分であった。

このため、第2号に掲げられている団体は、本事業の制度が存在することを確認することが困難である。補助対象者に対する周知の徹底が求められる。

〔措置の内容〕

平成27年4月から、対象者の募集に当たっては、川崎市ウェブサイトを活用して公募要領を公表することとしました。また、採択事業者の決定後は、その結果をウェブサイトにて公表するとともに、募集状況が確認できるようにしました。

IV 経済労働局産業振興部金融課

1 振興資金

結果1 予算計上について（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎市中小企業融資制度要綱第12条では、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目標等に応じ取扱金融機関へ預託する旨が規定されている。

海外展開振興資金は平成25年度から創設されたものであり、今後幅広く告知する等により融資制度が認知され、需要も拡大した場合には、振興資金全体としての融資実績が更に増加する可能性がある。従って需要の少ない他の資金の預託金を削減する一方で振興資金の預託金を拡大する等、融資制度の利用状況に応じた弾力的な対応が望まれる。

〔措置の内容〕

制度融資全体では、平成27年度の預託額を約14%減額しておりますが、「振興資金」の融資実績が平成25年度以降急激に増えていることから、「振興資金」の預託額については大幅な増額を行い、平成27年度は、前年度の約2.3倍の融資目標額に拡大するなど、融資制度の利用状況に応じた預託額としました。

今後も制度要綱に基づき、融資実績及び融資目標に応じた預託を行い、市内中小企業への円滑な資金供給に対応します。

2 小規模事業資金

結果1 預託金予算について（指摘）

〔指摘の要旨〕

小規模事業資金については、過年度の融資実績をみると、年度によって変動があるものの融資総額・件数ともに増加傾向にあるため、今後も需要が見込まれるのであれば預託金を増額し、融資目標も拡大させるのが経済的判断として合理的である。

川崎市中小企業融資制度要綱第 13 条によれば、金融機関は預託額に一定の融資倍率を乗じて融資目標を決定する旨が規定されているが、今後も当該融資の利用状況が好調であれば、他の利用状況の乏しい融資制度の預託金を削減して小規模事業資金の預託金を増加させることも検討すべきである。

〔措置の内容〕

制度融資全体では、平成 27 年度の預託額を約 14%減額しておりますが、「小規模事業資金」の融資実績が増大していることから、「小規模事業資金」の預託額については大幅な増額を行い、平成 27 年度は、前年度の約 3.5 倍の融資目標額に拡大するなど、融資制度の利用状況に応じた預託額としました。

今後も制度要綱に基づき、融資実績及び融資目標に応じた預託を行い、市内中小企業への円滑な資金供給に対応します。

3 経営安定資金

結果 1 予算計上額（預託額）の妥当性（指摘）

〔指摘の要旨〕

川崎市中小企業融資制度要綱第 12 条において、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目標等に応じて取扱金融機関へ預託する旨が規定されている。

過年度の融資実績の推移をみると、融資総額・件数ともに減少しているが、預託額はほぼ一定水準となっており、要綱第 12 条にいう実績に応じた預託額となっていない。過去の実績や今後の当該融資制度の利用見込みを勘案のうえで、預託金の予算計上を行うべきである。

〔措置の内容〕

制度融資全体では、平成 27 年度の預託額を約 14%減額しておりますが、「経営安定資金」の融資実績は特に減少傾向にあることから、平成 27 年度の預託額については前年度の約 50%に削減するなど、融資制度の利用状況に応じた預託額としました。

今後も制度要綱に基づき、融資実績及び融資目標に応じた預託を行い、市内中小企業への円滑な資金供給に対応します。

4 流動資産担保資金

結果 1 予算計上額（預託額）の妥当性（指摘）

〔指摘の要旨〕

金融機関にとっては低利で融資するための原資や中小企業への融資におけるインセンティブとしての意味合いもある預託金ではあるが、前年度実績を大幅に上回る預託金の提供はこれらの意味合いを超えている。

融資目標を先に定め、それを融資倍率で逆算して預託金予算を決定したとしても、過年度の融資実績を適切に考慮すれば、每期継続して融資目標と融資実績に乖離が生じることは考えられない。過去からの融資実績や今後の当該融資制度の利用見込みを勘案のうえで予算計上額を決定すべきである。

また、利用実績が乏しい理由の一つとして、複数の融資制度を利用可能な借主が他の融資制度を利用していることが考えられることから、当該融資制度自体の意義につ

いての検討も必要である。

〔措置の内容〕

「流動性担保資金」の融資実績はここ3年間で増加傾向にありますが、平成27年度については、それまでの融資実績や今後の当該融資制度の利用見込みから勘案し、平成27年度の預託額を前年度より約20%の削減としました。

また、この資金は、担保にできる不動産がない中小企業者等が、在庫や売掛金等を担保として金融機関から融資を受けることが可能になるため、資金調達枠が拡大し、円滑な資金調達に資することから、今後も、そうした意義を踏まえながら過去の実績等を踏まえた検討を行い、適正な預託額となるよう見直してまいります。

5 産業立地促進資金

結果1 予算計上額（預託額）の妥当性（指摘）

〔指摘の要旨〕

過年度の推移を見ると、融資総額・件数とも極めて少ない。融資実績が乏しいにも関わらず、当初予算額は毎期一定額を計上しているが、これは要綱第12条に謳われている融資実績に応じた預託額とは言い難い。

金融機関にとっては低利で融資するための原資や中小企業への融資におけるインセンティブとしての意味合いもある預託金ではあるが、前年度実績をはるかに上回る預託金の提供はこれらの意味合いを超えている。今後の資金需要を考慮し、融資実態にあった予算を計上することが必要である。

〔措置の内容〕

平成27年度の「産業立地促進資金」の預託額は、中小企業者等の資金繰りへの影響を踏まえつつ、それまでの融資実績や今後の当該融資制度の利用見込みから勘案し、前年度より20%削減しました。

今後も、融資実績等の状況により預託額の見直しを図ってまいります。

6 創業支援資金

結果1 予算計上額（預託額）の妥当性（指摘）

〔指摘の要旨〕

過年度の実績の推移から判断すると、融資総額・件数とも一貫して減少しており、当該融資制度に対する需要が大きくないことがわかる。一方、予算額は毎期一定額を計上しているが、これは要綱第12条に謳われている融資実績に応じた預託額とは言い難い。

過去の実績や今後の当該融資制度の利用見込みを勘案のうえで予算計上額を決定すべきである。

〔措置の内容〕

平成27年度の「創業支援資金」の預託額は、中小企業者等の資金繰りへの影響を踏まえつつ、それまでの融資実績や今後の当該融資制度の利用見込みから勘案し、前年度より20%削減しました。

今後も、融資実績等の状況により預託額の見直しを図ってまいります。

7 福祉関連産業育成資金

結果1 予算計上額（預託額）の妥当性（指摘）

〔指摘の要旨〕

過年度からの経年で見ても融資実績は少ないにもかかわらず、予算額は減額されることなく毎期一定額を計上しているが、これは融資制度要綱第12条に謳われている融資実績に応じた預託額とは言い難い。平成25年度は9百万円の融資実績のために36百万円の預託金予算を計上しており、予算額の妥当性について検討が必要である。過去の実績や今後の当該融資の利用見込みを勘案のうえで預託金の予算計上額を決定すべきである。

〔措置の内容〕

平成27年度の「福祉関連産業育成資金」の預託額は、中小企業者等の資金繰りへの影響を踏まえつつ、それまでの融資実績や今後の当該融資制度の利用見込みから勘案し、前年度より20%削減しました。

今後も、融資実績等の状況により預託額の見直しを図ってまいります。

結果2 政策推進に向けた目標値の設定（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業は市内の福祉関連産業育成といった明確な目的を持った融資制度である。

このような政策誘導型の融資制度では、他の融資制度以上に目標の設定が重要である。

融資件数や融資先の売上高の増加率等の定量的な指標を用い、また、次世代産業推進室とも連携を図りながら、例えば、事業者に対してヒアリング等を実施し、本事業の意義について検証を行う必要がある。

〔措置の内容〕

平成27年度から、融資利率を前年度より0.1%引き下げるとともに、変動金利も選択できるよう利用しやすい制度に改正し、制度改正の内容について周知を図ってまいりました。

定量的な指標については、福祉製品開発支援補助金の受給者数などから、当該融資制度の利用見込みを勘案し、融資目標額を減額して設定しております。

また、次世代産業推進室の事業実績と連動する融資制度であることから、庁内で連携してチラシを作成し、ウェルフェアイノベーションフォーラム等関連の催しや事業者訪問の際に当該制度の周知等を行うなど、周知広報の機会を増やし、融資制度の活用促進に取り組んでおります。

今後も庁内が連携して利用者のニーズを捉え、当該制度の意義を検証し、制度内容の見直しを検討するとともに所管部署の事業と併せて本制度の周知を図ってまいります。

8 環境対策資金

結果1 予算計上額（預託額）の妥当性（指摘）

〔指摘の要旨〕

過年度に全く融資実績がないにもかかわらず、当初予算額は平成 22 年度から一貫して削減することなく毎期一定額が計上されている。これは融資制度要綱第 12 条に謳われている融資実績に応じた預託額とは言い難い。政策目的に関連するとはいえ、融資実績が過去からないことを考えると毎期 4 億円の予算計上は過大である。

預託金は、それに見合った融資が行われてこそ意味をもつものである。また預託金は、金融機関が低利で融資するための原資として使用されることを想定しており、過去の融資実績や今後の当該融資制度の利用見込みを勘案したうえで預託金の予算計上額を決定すべきである。

〔措置の内容〕

平成 27 年度の「環境対策資金」の預託額は、中小企業者等の資金繰りへの影響を踏まえつつ、それまでの融資実績や今後の当該融資制度の利用見込みから勘案し、前年度より 20%削減しました。

今後も、融資実績等の状況により預託額の見直しを図ってまいります。

結果 2 政策推進に向けた目標値の設定（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業は市内の環境関連産業の育成といった明確な目的を持った融資制度である。このような政策誘導型の融資制度では、他の融資制度以上に目標の設定が重要である。融資件数等の定量的な指標を用い、また、関連部署とも連携を図りながら、例えば、事業者に対してヒアリング等を実施し、本事業の意義について検証する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、融資利率を 0.1%引き下げ、利用しやすい制度に改正し、環境対策資金利用促進のためのチラシの配布などを通じて、周知を図ってまいりました。

定量的な指標については、低CO₂川崎ブランドの認定件数などから、当該融資制度の利用見込みを勘案し、融資目標額を減額して設定しております。

また、庁内で連携してチラシを作成し、低CO₂川崎ブランドの募集説明会等でチラシを配布したほか、事業者から無料省エネルギー診断の申込みがあった際、事業者訪問時に併せて制度を周知するなど、周知広報の機会を増やし、事業者への制度の利用促進に向けた取組を行っております。

今後も庁内が連携して利用者のニーズを捉え、当該制度の意義を検証し、制度内容の見直しを検討するとともに所管局の事業と併せて本制度の周知を図ってまいります。

9 信用保証等促進支援事業費

結果 1 予算計上額の妥当性（指摘）

〔指摘の要旨〕

起業診断等については、予算と実績が大幅に乖離しており、予算編成について検討が必要である。

〔措置の内容〕

平成 28 年度予算編成では過去の診断実績等を踏まえ、診断に要する予算の見直しを進めていきます。

今後も実績等を踏まえた予算措置を行ってまいります。

1 0 創業支援融資診断事業費

結果 1 予算計上額の妥当性（指摘）

〔指摘の要旨〕

平成 21 年以降の推移を見ると、平成 22 年度を除き予算計上額と決算額との差異は大きい。予算不足により診断が実施できないといった事態を避けるといった意図も理解はできるが、決算額（実績）は減少傾向にあることを鑑みると、過年度の平均件数を用いた場合、予想件数が大きくなって、結果的に予算計上額と実績額とが乖離する状態が続くことになる。その結果、予算執行率は、平成 24 年度が約 48%、平成 25 年度が約 28%と、いずれも 50%にも満たない状態となっている。平均件数だけではなく、経営診断の需要見込みも考慮のうえ、予算計上額を算定する必要がある。

〔措置の内容〕

平成 28 年度予算編成では過去の診断実績等を踏まえ、診断に要する予算の見直しを進めていきます。

今後も実績等を踏まえた予算措置を行ってまいります。

1 1 金融一般管理費

結果 1 目標達成度合い測定指標の未設定（指摘）

〔指摘の要旨〕

評価表では目標達成度合いを測定する指標が設定されていない。本事業はセーフティネット保証の認定や、認定に関連する相談業務である。したがって、相談件数やセーフティネット保証の利用に係る中小企業法の認定状況については件数が考えられる。これらの件数を指標として活用し、目標達成度合いを測定するとともに、より相談しやすい環境づくりといった事業の改善に指標を活用すべきである。

〔措置の内容〕

本事業にはセーフティネット保証の認定や相談業務に関する経費を含めた金融課全体にかかる一般的な経費が計上されております。課全体では融資制度の利用促進に取り組んでいることを踏まえ、預託により設定した融資目標や融資実績を指標として活用し、制度別のチラシ作成や各種セミナーに参加して、融資制度の説明を行うなど、相談しやすい環境づくりなどへの取組をすすめてまいります。

V 経済労働局次世代産業推進室

2 みらい産業創造支援事業費

結果 1 みらい産業創造支援事業の検証（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業で進められた議論は、グリーンイノベーション、ライフイノベーション、ウェルフェアイノベーションといった事業に結実している。ウェルフェアイノベーショ

ンなど国や他の地方公共団体に先駆けて行っている事業もあり、また「ものづくりの川崎」など市の特徴を踏まえた事業となっている。このように本事業には一定の意義があったものと考えられる。

しかし、個々には事業効果が見受けられるものの、本事業で行われた多くの議論が、その後の市の施策にどのように反映されたかは検討されていない。本事業での議論が、ウェルフェアイノベーション推進計画をはじめその他の計画にどのように反映されたのか検証する必要がある。

なお、本事業以外にも、経済労働局においては外部の有識者から意見を拝聴する事業は多くある。このような事業では、決して“聞きっぱなし”にならないように意見がどのように計画等に反映されたかを検証することが必要である。

〔措置の内容〕

みらい産業創造支援事業など外部有識者から拝聴した意見については、平成 27 年度に策定する「新かわさき産業振興プラン」の策定において意見を反映させました。

また、平成 27 年 12 月の「川崎市中小企業活性化」のための成長戦略に関する条例の制定においても、外部有識者の意見を取り入れた上で策定しました。

今後有識者意見について計画等に反映させるとともに、それら計画等に基づいて着実に事業を実施することで有効に施策を展開していきます。

3 かわさき新産業創造センター管理費

4 かわさき新産業創造センター運営費

結果 1 目標達成度合を測る指標について（指摘）

〔指摘の要旨〕

市は目標達成度合を測る指標は施設入居率としている。施設の稼働を高めることで、起業家に活動の場を提供するという市の役割から、指標を施設入居率とすることは適切である。しかし、本事業は隣接する研究機関との連携なども図り事業化を進めることを本来の目的としていることから、事業化の達成状況についても、施設入居率と合わせて指標を設定すべきである。

事業化の達成状況を一概に指標化することは難しいが、事業化の達成状況を表すものとして入居者の売上高の増加率や雇用人数の増加などが考えられる。

〔措置の内容〕

施設入居率に加えて、事業化の達成状況に関する指標として、平成 27 年度から特許申請状況及び保有件数を設定しました。

7 産業デザイン振興育成事業

結果 1 産業デザインコンペの委託先の特命随意契約は見直すべき（指摘）

〔指摘の要旨〕

特命理由からは、㈱ケイエスピーが業務を履行するのに十分な専門性を有することは理解できるが、地方自治法施行令が定める特命随意契約の要件としては不十分である。現に平成 26 年度では委託先は他社に変更したうえで業務が進められていることからみても、随意契約である必要性は薄い。

当該業務の委託では、委託先のネットワークを活用するといった固有の専門性が必要とされることを考えると、複数の類似業者による企画競争による選定が望ましいと考えられる。

〔措置の内容〕

平成 26 年度事業の執行にあたっては、効率性を高めるため、事業内容を見直すとともに、デザイン分野に専門性を有する 5 者による指名競争入札により委託先の選定を行いました。また平成 27 年度事業の執行にあたっては、事業効果を高めるために、事業者が有する独自の知見やネットワークに基づいた提案を比較検討して委託先を決定する公募型の企画提案方式により委託先の選定を行いました。

監査の指摘を踏まえ、今後も効率的かつ効果的な事業執行に努めてまいります。

1 1 ライフサイエンス等推進事業費

結果 1 一般財団法人地方自治研究機構との随意契約は見直すべき（指摘）

〔指摘の要旨〕

地方自治研究機構は自治体の課題解決に向けた調査研究、事業の企画立案・実施を行う団体であり、全国の自治体の同種の課題に対する解決方策に向けた企画立案等のノウハウがある。そこで、当該事業を行うにあたって、地方自治研究機構が有する研究者や総合科学技術会議など国の機関とのネットワークが必要となるなど機構独自のノウハウの活用が不可欠であることが随意契約の理由となっている。

しかし、自治体の課題解決に向けた調査研究等のノウハウや、研究者や国の機関とのネットワークは地方自治研究機構独自のものではなく、他のシンクタンク等においても保有している。むしろ、どのようなアイデアが市の課題解決にとって効果的かを検討するうえでも、企画競争による委託先の選定が適切である。

〔措置の内容〕

監査の指摘を踏まえ、平成 27 年度事業の執行にあたっては、効率的に事業を執行し、事業効果を高めるために、事業者が有する独自の知見やネットワークに基づいた提案を比較検討して委託先を決定する公募型の企画提案方式により委託先の選定を行いました。

結果 2 委託費の効率化（指摘）

〔指摘の要旨〕

フォーラム等の開催回数は年間で 2 回であり、ナノ・バイオ・ライフサイエンスという専門的分野であること及び川崎病院の医工連携業務であることを考慮しても、委託費 9,300 千円は高額である。また、フォーラム等の参加者の合計は 112 名であり、参加者数からみてもコストに見合う価値があったのかは問われるべきである。

特命随意契約であり、競争原理が働いていないが故に、委託費の金額が必要以上に割高になっている可能性がある。随意契約とする場合は、特に複数の業者から見積書を入力することや、見積書の内容を詳細に検討するといった効率化に向けた取り組みが必要である。

〔措置の内容〕

監査の指摘を踏まえ、平成 27 年度は仕様の精査を行うとともに、効率的に事業を執行し、事業効果を高めるために、事業者が有する独自の知見やネットワークに基づいた提案を比較検討して委託先を決定する公募型の企画提案方式により委託先の選定を行いました。

今後につきましても、より効率的な委託費の執行に努めていきます。

VI 総合企画局臨海部国際戦略室

9 ライフサイエンス共同研究補助金

結果 1 計画が変更された場合の対応策について（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業が対象とする補助はライフサイエンス分野での先進的な研究活動である。

したがって、往々にして研究計画の変更ということはある。そこで、市としても研究内容が変更された場合の対応方法についてあらかじめルールを定める必要がある。例えば、研究計画の基本的な部分についての変更であれば、再度、外部評価委員による検証が求められる一方で、事務的な変更内容であれば、市内部での判断ということも考えられる。補助制度の趣旨や、公平性に合致した計画変更時のルールを定める必要がある。

〔措置の内容〕

平成 27 年度に「川崎ライフサイエンス共同研究補助金交付要綱」を改正し、計画変更等の対応について定めました。また、計画が変更された際、再度、評価委員の意見を聴取すべきものと、そうでないものについても併せてルール化を行いました。

1 2 南渡田周辺地区整備推進事業費

結果 1 事業目標の設定について（指摘）

〔指摘の要旨〕

本事業は南渡田周辺地区の土地利用転換に際し、土地利用の検討や適切な利用方法への誘導を行うものである。土地利用の転換を進めるためには、地権者の理解も必要であり、行政側の計画にしたがって進むといったものではない。したがって、本事業は事業目標の設定は難しい事業と言えるが、その一方で市としても目標を設定し、着実に事業を進めることが必要である。そこで、地権者等との意見交換会の回数や、現況調査の回数など、土地利用転換に向けた市の取組みを事業の目標として設定し（いわゆるアウトカム指標ではなくアウトプット指標）、着実に事業を進めるべきである。

〔措置の内容〕

平成 27 年度からは現地調査や地権者等との意見交換を 4 半期ごとを目処に実施することを目標とし、地権者の土地利用転換の動向などを定期的に把握することで、着実な事業の推進につながるよう努めていきます。

平成 26 年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ：産業振興に関する事業についての事務】

第 3 各論

I 経済労働局産業政策部企画課

1 産業政策一般管理費

意見 1 パンフレットの記載内容（意見）

〔指摘の要旨〕

現在、パンフレットの構成は、一事業を 1 ページで簡潔に説明し、より詳しい内容を知りたい者のため、問い合わせ先である事業の所管部署とその連絡先（電話番号）を記載している。より詳しい内容を知りたい者のための便を図るには、問い合わせ先の他、制度の説明を行っているアドレスを記載するなどの改善が有効である。

〔措置の内容〕

本ガイドブックを発行した平成 20 年度から、各事業関連ページに制度の説明を行っている URL を記載し、平成 22 年度版からはホームページを閲覧する際、キーワード検索する方が多いため、検索用キーワードも追記しました。

平成 28 年 4 月施行予定の中小企業活性化条例も踏まえ、引き続き、記掲載内容の見直しやレイアウトの工夫に取り組み、パンフレットの利便性向上を図ることで、より一層分かりやすい広報に努めていきます。

2 産業振興協議会運営費

意見 1 ホームページの更新（意見）

〔指摘の要旨〕

協議会の議事録は市のホームページに掲載されているが、平成 23 年度以降の議事録については掲載されていない。市民への情報開示、説明責任の観点から議事録はホームページに掲載するとともに、ホームページのタイムリーな更新が必要である。

〔措置の内容〕

市民への情報開示、説明責任の観点から、議事録のホームページ掲載やタイムリーな更新は必要であると考えており、平成 27 年 6 月に平成 26 年度までの議事録をホームページに掲載しました。今後も議事録のホームページ掲載及びタイムリーな更新を継続していきます。

3 「川崎の産業」作成事業費

意見 1 冊子の有効活用について（意見）

〔指摘の要旨〕

「川崎の産業」は川崎の産業の概要が取りまとめられており、分かりやすい冊子となっている。

市では大企業と中小企業との交流を促す事業や、広く市民に企業活動を周知する事業が行われている。これらの事業は市の産業についての理解を深め、大企業、中小企

業、市民、行政が一体となって産業振興を行おうとするものである。

「川崎の産業」は、これまでも大企業や中小企業と行政の意見交換の場において活用される他、市内小中学校及び高校、大学等の教育現場においても活用されてきたが、企業間の交流、市民への説明の機会でのさらなる有効活用を検討すべきである。「川崎の産業」に示された客観的なデータに基づいた説明を行うことで、企業や市民の相互理解が深まるものと考えられる。

〔措置の内容〕

冊子「川崎の産業」について、企業間の交流等でも有効に活用されるよう、冊子を市内中小企業・大企業等の団体などにお渡しし、その趣旨について説明を行うなど、さらなる利活用を促すように改善しました。また、平成 27 年度から、産業振興に係る各事業に参加する市民にも、配布・説明を行っています。

4 科学技術サロン開催事業費

意見 1 サロンの参加者増加に向けた取組み（意見）

〔指摘の要旨〕

市内を始め全国で活動する多数の第一線の研究者・技術者が交流することで、川崎発のイノベーションの活性化を図ることを目的としている。そのためには、より多くの研究者、技術者の参加が求められる。現在、サロンの案内は、開催日の1ヶ月程度前に通知されているが、年度当初に年間スケジュールを通知するなど、より多くの研究者、技術者が参加できるよう工夫すべきである。

また、市では羽田空港の国際化に伴い、研究機関等との国際的な交流の拡大を目指している。したがって、これまで以上に海外への周知が求められる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度の第 1 回サロン(6 月開催)において、年度内に予定されるサロンの実施スケジュールを通知し、より多くの研究者、技術者の参加を促しました。

また、平成 27 年度から川崎市海外ビジネス支援センター（KOBIS）のホームページにサロンの案内へのリンクを掲載し、海外の研究者や支援者など、海外への周知を図っています。

5 知的財産戦略推進事業費

意見 1 知的財産ビジネスマッチングにおける市の役割の整理（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業で実施されている知的財産ビジネスマッチングは、「川崎モデル」として全国的に注目されており、今後ますますの充実が期待される。本事業は、開放特許等の知的財産を有する大企業、新しい事業展開を意図する中小企業、大企業と中小企業との間を取り持つ市の三者の協力関係があって、初めて成り立つ事業である。また、その中で市の役割としては、大企業と中小企業の間を取り持つことはもちろんのこと、これに加えて、製品化に向けた支援をどの程度まで中小企業に行うのかといった点が重要になる。

市の役割をどのように考えるのかは、市に求められる専門性等の体制にも影響を与

える。本事業を推進するにあたっては、市の役割を整理することが求められる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度においては、知的財産ビジネスマッチングにおける市の役割を整理し、市は知財交流ネットワークの結節点となり、広域で大企業や支援機関、他の自治体等との連携体制づくりを進め、市内中小企業の知財マッチングの機会を拡大するとともに、「川崎モデル」の取組を絶え間なく発信していく役割を担う事としました。

今後も、川崎市産業振興財団の中小企業支援体制、コーディネート支援機能を活かし、「川崎モデル」の特徴あるマッチングから製品化・事業化に至るまでの総合的な支援を行っていきます。

7 科学技術政策推進事業費

意見 1 活用充実を図るための検討の必要性（意見）

〔指摘の要旨〕

当該副読本は毎年中学校一年生全員に配布されている。理科離れの解消、市内企業の紹介といった面で、副読本を作成し配布する意義はあるものと思われる。しかし、学校現場からのアンケートには、「青少年の科学技術の興味、関心のためには、とても良いと思います。」、「カラーできれいにまとまっていて、わかりやすいです。ありがとうございます。」といった意見がある一方で、「読み物としては面白いですが、授業でやるべきことが多く、なかなか使えません」、「あまりうまく活用できておりません」という声もある。このようにアンケートからは、川崎サイエンスワールドが、教育という観点から考察が十分ではないことが窺われる。副読本という位置づけからも、教育委員会とも協議をし、教育の視点からの検討も必要である。また、例えば副読本に掲載されている企業が出前授業を実施するといったことも検討し、より活用の充実を図るべきである。

〔措置の内容〕

川崎サイエンスワールドは、3年に1回、掲載内容を全面的に再編集する「改版」を行っています。平成 28 年度に予定される第 5 版の改版作業の際は、教育委員会と協議を行い、中学校理科のカリキュラムに合わせた掲載内容の検討を行っていきます。

また、川崎サイエンスワールドに記載された企業が実施した出張授業の実践例や、中学生の見学を受け入れることができる施設・工場を掲載した「川崎サイエンスワールド 実践ガイド」を作成し、平成 27 年 3 月に市内中学校の全教員に配布しました。

「市内企業研究開発成果理解促進活動支援事業」とも「市内企業研究開発成果理解促進活動支援事業」とも連携しながら、平成 28 年度は 1 月までに 9 回の出前授業を実施するなど、今後も掲載企業の出張授業の実施を促進していきます。

8 市内企業研究開発成果理解促進活動支援事業費

意見 1 計画的な事業の実施（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業は企業が中学校で授業をする際のサポートをするものであるが、実施を希望する企業はなく応募者はゼロの状況である。評価表にある 3 社についても、市から声

掛けを行い実施してもらっている。一方、アンケート結果では、本事業は生徒には好評であり、理科に対する興味が深まったという回答も得られている。

このような状況から、本事業の担当部局は、これまで以上に中学校に対して本事業の紹介を行い、年間計画を策定するなど計画的に授業を行うことで、より多くの中学校で実施できるよう工夫を行うべきである。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、毎年 4 月に実施される市内中学校の全理科教員が集まる「理科部会」において本事業の紹介を行い、出張授業を斡旋する旨の周知を図っています。

また、本事業の対象企業の選定と並行して、教育委員会や中学校教員と連携し、年間の実施計画を策定しながら授業を実施し、実施する際には「取材依頼」という形で事前に報道機関への情報提供を行い、新聞等のメディア等を通じて本事業の一層の周知を図っていきます。

II 経済労働局国際経済推進室

2 国際産業交流推進事業費

意見 1 実施内容等の公開について（意見）

〔指摘の要旨〕

各団体にはホームページはなく、各団体の事業に関する情報は市のホームページに概要が掲載されているのみである。市からの負担金を財源として行われている事業であることを考えると、市民への情報開示、説明責任の観点から、事業内容や事業の達成状況等を各団体のホームページで公表するか、市のホームページの更なる充実を図ることが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 27 年 6 月に、市ホームページに、各団体の情報を掲載するコンテンツを新たに作成し、事業内容や事業の達成状況を公表するなど、更なる情報の開示を行いました。

今後につきましても、ホームページの情報を適宜、更新するなど積極的な情報公開に努めてまいります。

4 国際ビジネス交流支援施設運営事業

意見 1 再委託の業者選定方法について（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業のうち、海外現地サポート拠点の運営管理事業は、産業振興財団から再委託が行われている。再委託先の選定は産業振興財団の規定に則り行っているが、契約にあたって、市は委託先と再委託先との契約内容が合理的、効率的であるかどうかについて確かめることが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、再委託契約については、契約内容が合理的、効率的な内容となるよう、事前に川崎市産業振興財団と入念な打合せを行いました。また、平成 26 年度につきましても、事業実施後の報告書の内容を精査することで、実施内容の評価を

行いました。

今後についても、海外展開支援において海外現地支援企業等との連携が必要であることを踏まえ、再委託先が現地情報に精通し的確に業務を遂行できる能力を有しているか合理性を確認すると共に、年度中においても、川崎市産業振興財団と協力して事業を実施する中で、再委託先の業務実施状況を随時確認し、事業実施後の報告書の内容を精査することで、再委託の契約が効率的な内容になっているか確認していきます。

5 日本貿易振興機構横浜貿易情報センター補助金

意見1 庁内での情報共有について（意見）

〔指摘の要旨〕

市はジェトロと月1回のペースで情報交換会議を行っている。ジェトロが作成した会議記録を入手し、海外の動向の把握などに活用しているが、中小企業支援をはじめとした産業振興策を幅広く手がけている市としては、このような情報は広く共有すべきものであることから、当該情報の庁内での共有を図るといった対応が望まれる。

〔措置の内容〕

平成27年度からジェトロとの情報交換会で入手した対内投資情報につきましては、効率的・効果的に本市への立地誘導を図ることを目的とした企業誘致庁内連絡会議などの機会を通じて、庁内関係部署での情報共有を図ることとしました。

9 エコタウン推進事業費

意見1 ホームページの充実、更新について（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業は、川崎ゼロ・エミッション工業団地を中心とするエコタウンの情報発信、エコ学習の実施を目的に実施されている。エコタウン等に関する情報発信は市のホームページで行われているが、ホームページの最終更新は、平成24年6月となっている。国内外からの視察の状況や最新のエコ学習の概要といった最近の取組み状況を説明するなど、ホームページの更新、充実が必要である。

〔措置の内容〕

平成27年3月にホームページの更新を行い、既存の見学施設の情報の更新及び新たに見学可能な施設の情報を追加掲載するなど、情報の充実を図りました。

今後も随時、視察の状況やエコ学習についての最新情報を更新していきます。

10 エコタウン会館譲受金

意見1 施設の稼働状況の把握について（意見）

〔指摘の要旨〕

エコタウン会館の稼働率を把握し、時系列で分析することは施設の利用状況を把握するためにも必要である。現在、エコタウンの稼働状況については、「利用日数÷実働日数」という算式で算出されている。そのため、1日のうち、1時間でも利用があれば、その日の利用率は100%と計算されることとなる。このような算式で算定された利用率では、会館の実際の稼働状況を表しているとは言い難い。会館のより正しい稼

働状況を把握することは、より効果的な会館の利用を行ううえでも不可欠である。

具体的には時間単位での利用率の算定や、コマ単位（1回の視察に要する時間を1コマとするなど）での利用状況の把握が必要である。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、エコタウン会館の利用率の把握については、時間単位での利用率を計算することとし、より正確な稼働状況を把握してまいります。

1 4 川崎臨海部アメニティ推進事業費

意見 1 情報発信公開について（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業は、臨海部のアメニティ向上に向けて、具体的な取り組みである千鳥町景観配慮モデル事業やその他地域での景観配慮の取組を、広く市民に紹介することを目的としている。しかし、川崎臨海部アメニティ推進にかかる情報は、市のホームページには掲載されていない。ホームページ等を活用した幅広い紹介が求められる。

〔措置の内容〕

千鳥町景観配慮モデル事業やその他地域での景観配慮の取組を、広く市民に紹介するため、その情報を「川崎臨海部アメニティ推進事業」として平成 26 年 12 月に川崎市ホームページに掲載し、更なる周知に努めました。

今後も適宜、ホームページに情報を掲載していきます。

1 5 アジア起業家誘致交流促進事業費

意見 1 非常勤嘱託員の評価について（意見）

〔指摘の要旨〕

「川崎市非常勤嘱託員に関する要領」第 7 条では「市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を更新できる」旨定めており、市では任用期間中における勤務内容（打ち合わせ、メール電話での業務連絡や出張報告）と照らし合わせ、勤務成績が良好であると判断し、任用期間の更新を行っている。本事業の非常勤嘱託職員は、通常の嘱託員に比べ、専門性も高く、また、自らが主体的に活動することが期待されている。したがって、勤務成績を判断するための指標等を設けることが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、非常勤嘱託職員の設置要綱に掲げる職務事項に基づき、年度当初に当該年度目標を設定し、年度末には、その目標に対する達成度について申告し、面談等を通じて勤務成績を評価することにしました。

Ⅲ 経済労働局産業振興部工業振興課

1 内陸部操業環境保全対策事業費

意見 1 事業計画の立案について（意見）

〔指摘の要旨〕

内陸部中小製造業操業環境保全対策事業委託の仕様書では、久地・宇奈根地区、下

野毛・宮内地区のそれぞれにおいて年4回、合計8回の勉強会の開催を予定している。また、久地・宇奈根地区の最初の勉強会において、今年度の進め方（案）が提示されており、それによると仕様書の記載のとおり、勉強会は全4回開催の予定となっている。

しかし、平成25年度には全4回開催予定のうち1回しか勉強会は実施されていない。当該委託契約は平成24年度に引き続き特命随意契約で契約は締結されている。特命随意契約とすることのメリットの一つとして、業務の計画段階から委託先と意見交換ができることが挙げられるが、当初計画と実施回数が異なったことは、計画段階での調整が不十分だったことが一因と考えられる。慎重に計画を検討した上での事業実施が望まれる。

〔措置の内容〕

平成26年度の当該事業の実施に当たっては、計画段階から工業団体や委託先等と十分に調整を行い、勉強会の予定回数を年8回から年6回に変更した仕様書を作成し、当初計画のとおり6回の勉強会を開催しました。

なお、平成27年度からは、これまでの取組をより一層発展させ、勉強会の開催ではなく、当該地区において地域住民等にもものづくりへの理解を深めること、また工業者と住民の交流を図ることを目的としてオープンファクトリーを開催するなど、事業の大幅な見直しを行いました。

9 浅野町大川町会館運営費

意見1 未利用スペースの有効活用（意見）

〔指摘の要旨〕

大川町産業会館2階には現在使用されていないスペースがある。収益性を高めるためにも未使用スペースの貸与が望まれる。

〔措置の内容〕

平成27年4月から、協同組合川崎卸センターに空きスペースの一部を貸し付けすることとし、収益性の改善を図りました。

12 工業後継者経営研究会事業費

意見1 補助金交付の必要性について（意見）

〔指摘の要旨〕

中小企業では後継者育成などに課題があることは理解できるが、類似の研修会は民間でも行われており、市が関与する必要性は必ずしも高くない。このような点から補助金交付の見直しが望まれる。

〔措置の内容〕

「中小企業における後継者育成などの課題に対して、本市としてより効率的かつ有効に取り組むことが必要であると判断し、後継者や若手経営者の育成に役立つ事業の充実を図るために、本研究会が平成27年度から取り組む展示会への出展等を新たに補助対象としました。

今後は、当事業の成果を踏まえ、補助金支出の妥当性を検討してまいります。

17 マイコンシティ企業誘致推進事業費

意見1 予算事業名の変更（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業の名称は、マイコンシティ企業誘致推進事業とされているが、決算の使途内訳からもわかるとおり、既に市有地への企業誘致は完了しているため、具体的な企業誘致活動は行われていない。したがって、事業内容と合わせるため、予算事業名の変更が必要である。

〔措置の内容〕

平成28年度予算において適正な予算事業名に変更します。

20 川崎PR製品開発事業費

意見1 募集数の確保について（意見）

〔指摘の要旨〕

直近3年で応募状況が低迷しており、採択率も100%が続いている。応募件数が少ない理由の一つとして、本事業では、年度内に、アイデア出しから製品化までが求められており、企業にとっては相当の負担を負うことも推察される。募集時にはホームページ等での広報も実施しているが、事業効果が低いことから事業の見直しが必要である。

〔措置の内容〕

本事業は、中小企業の自社製品のブランド化を支援する「川崎市ものづくりブランド」や展示会出展を支援する「ものづくり中小企業販路開拓支援事業」等を活用することで同様の目的を達成できるため、平成26年度をもって廃止しました。

今後も、産業振興に関する事業の重複がないよう、各事業の見直しについて検証していきます。

意見2 2回目以降の選定について（意見）

〔指摘の要旨〕

平成25年度に採択された2件の内、1件の案件については、製造業者に対してデザイナーを派遣し、スマートフォンのカバーを開発するものであったが、平成23年度に次世代産業推進室所管の「コンテンツ産業振興事業」における「ビジネストライアルラボ」においても、同デザイナーとの協働のもと、スマートフォンカバーの開発が行われていた。

過去に市の他の事業で実績がある事業やアイデアを用いて本事業を実施することは、本事業の目指す新たに消費者向け製品・開発・販売意欲を持つ市内中小企業を発掘する趣旨とは必ずしも一致しない場合もあるため、他の事業を含めた2回目以降の選定では、1回目以上に募集企業やアイデア等について事業趣旨に留意することが望まれる。

〔措置の内容〕

本事業は、中小企業の自社製品のブランド化を支援する「川崎市ものづくりブラン

ド」や展示会出展を支援する「ものづくり中小企業販路開拓支援事業」等を活用することで同様の目的を達成できるため、平成 26 年度をもって廃止しました。

今後も、産業振興に関する事業の重複がないよう、各事業の見直しについて検証していきます。

2 4 産業振興会館施設整備費

意見 1 施設老朽化への対応について（意見）

〔指摘の要旨〕

産業振興会館は昭和 63 年 3 月に竣工し、建物取得のために、約 47 億円を投じている。

開館から 25 年余りが経過し、老朽化が進んでいることから、年間 1 千万円前後の修繕に伴う支出が生じている。

また、平成 25 年度に実施した調査等によれば、今後 5 年間で、改修に必要な経費は合計で 484,218 千円と試算されている。

このように改修に係る経費は膨大で、今後ますます増加することが想定される。特に中央監視装置の改修については、老朽化が著しく緊急の修繕が必要と担当課は認識しているが、平成 25 年度に改修は実施されていない。中央監視装置は防犯対策上、重要な装置であり、大規模な故障が発生した場合は、会館の運営に支障をきたす恐れがあり、早急に改修を進めることが望まれる。

〔措置の内容〕

中央監視装置は施設管理上、重要な装置であり、老朽化が著しく緊急の修繕が必要であることから、平成 27 年 12 月に更新工事を完了しました。

2 5 建設業振興事業費

意見 1 本事業の運営方法の見直し（意見）

〔指摘の要旨〕

市では、中小企業等に対する幅広い経営支援を実施しているが、「建設業振興事業」と「中小建設業者支援事業費」では、建設業に対する支援として事業化されている。中小企業の育成という施策課題の中で、一部の業界に対する振興事業として営んでいる事務事業はこの他にはない。

本事業は、平成 15 年度から開始された事業であり、事業開始から既に 10 年以上が経過している。事業開始当初から比べると建設業業界を取り巻く環境も大きく変化していることを踏まえ、中小建設業支援事業費との一体化などの見直しが必要である。

〔措置の内容〕

事業の効率化を図るとともに、建設業業界の環境変化を踏まえた中小建設業からの更なる受注拡大やビジネスチャンス獲得といったニーズに的確に対応するため、平成 27 年度から、建設業振興事業と中小建設業者支援事業を統合し、一体化しました。

2 6 中小建設業支援事業費

意見 1 類似事業との連携について（意見）

〔指摘の要旨〕

市民を対象とした住宅情報の提供を目的とした事業として、まちづくり局が以下の事業を実施している。

- ・ 住情報提供事業補助金（対象：一般財団法人川崎市まちづくり公社）
- ・ 住情報提供提供事業費（対象：川崎市住宅供給公社）

上記のまちづくり局の事業と本事業では、事業目的は異なるものの、市民に対する住宅に関する情報の提供という点では類似している。

本事業を通じ経済労働局からまちづくり局に対し、住宅フォーラムで得られた住宅に関する市民ニーズを伝えることや、局間の情報共有を図ることで事業の効果を高めることが求められる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から本事業の実施に当たって、まちづくり局等関係機関にヒアリングを実施し、局間の情報共有を図りました。今後は市民ニーズ等の情報について共有を図り、住宅フォーラムのテーマ設定に活用すること等により、事業効果を高めてまいります。

2.7 技術指導事業費

意見 1 中小工業従業員の参加率向上に向けた内容の見直しについて（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業は、教育事業ではなく産業振興施策としての意義があるものとして位置づけられている。要綱上の「中小工業従業員の技術向上を図るため、一般財団法人日本溶接技術センターと協力し技能者の質的向上を図る。」という要件に照らせば、実際に業務に従事する中小工業従業員のスキルアップに資する内容とすることが望まれ、より高度な内容を持って「特別技術専修」を加えるといった工夫も必要である。

以上の点から、より幅広い対象者が受講可能となるよう研修内容の見直しを行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

本事業は、神奈川県や民間団体が実施する技術講習にて同様の目的を達成できるため、平成 26 年度をもって廃止しました。

今後、産業振興に関する事業の重複がないよう、各事業の見直しについて検証していきます。

2.8 商工業従業員永年勤続者表彰事業

意見 1 事業内容の見直しについて（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業は、昭和 44 年から継続して実施している事業であり、市で実施している事業の中でも長期にわたるものである。本事業のように中小企業の従業員に対して自治体が表彰を行う事業は、全国で多数見られるが、表彰基準など制度概要には違いもみられる。

本事業開始当初の昭和 44 年と現在とでは労働環境や従業員の意識も大きく異なっ

ていることから、事業内容を見直すことが必要である。例えば、表彰を記念品の贈呈から、市長を含めた従業員間での懇談の場を提供するといったことが考えられる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度の表彰式参加企業を対象に、事業内容についてアンケート調査を行いました。その結果をもとに、対象企業の意識や労働環境等を踏まえた事業に見直してまいります。

2.9 川崎工業ブランド推進事業費

意見 1 事業年数の経過に伴う製品技術の陳腐化等への対応（意見）

〔指摘の要旨〕

「川崎ものづくりブランド」を認定したとしても必ずしも順調に販路拡大に至るとは限らない。むしろ多くのケースでは、「川崎ものづくりブランド」の認定は入口であり、販路拡大には多くの課題をクリアすることが必要と思われる。

そこで、販路拡大には認定後のサポートが重要と考えられるが、例えば、事業計画書入手し、順調に販路拡大が進んでいるかや、資金繰りに課題がないかなどの検証を行い、必要なサポートを行うことなどが考えられる。また、こういった課題を、市と企業が共有するためにも、市と企業との意見交換の場を設けることが必要である。

〔措置の内容〕

平成 27 年 7 月から川崎ものづくりブランドに認定された全企業への訪問を実施し、認定企業の課題や必要なサポートの把握を行うとともに、出展補助の支援拡充や認定企業の PR 手法など見直しを図りました。また、市と企業及び企業間の意見交換の場を開催することしました。

意見 2 認定基準の具体化について（意見）

〔指摘の要旨〕

ブランド認定による支援事業の有効性を十分に発揮するためには、単に指定した製品を紹介することやあるいは応募企業に対してのみ審査要件を示すことに留まらず、川崎ものづくりブランドの魅力を広く対外的に広め、このブランドが何故良いのかという問いに答えるために、ブランド価値の維持を図る活動を実施することが有用と考えられる。

この点、本事業では、川崎ものづくりブランドで認定される製品・技術がどのようなもので、どのような観点から優れているといった説明が対外的・明示的にされておらず、応募者に対して応募要項に「認定の視点」として、複数の項目が掲げられているに留まり、その視点も「製品力・技術力」や「市場での評価」といったように抽象的である。

適切な基準を設け、その基準に沿ったブランド認定を行い、それを対外的に認知させる取組みを実施することが望まれる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、各認定基準の項目ごとに具体例を示し、審査基準の具体化を行いました。

引き続き、川崎ものづくりブランド推進協議会、企画委員会で協議を行い、数値指標の導入やカテゴリ別の審査基準の設定など更なる認定審査基準の明確化に向け検討していきます。

意見3 応募数の増加に関する施策について（意見）

〔指摘の要旨〕

過去3事業年度に渡り、応募件数と新規認定件数が同数となっている。

本事業では、年間10件前後を認定することを想定しているが、ブランド価値を維持するためには、一定数の応募件数を確保することが望まれる。例えば、現在は1企業1製品のみ認定が原則とされているが、意欲のある企業については複数製品・技術の認定を行うなどの検討も必要である。

また、金融機関との連携もはかり、本認定制度の周知に協力をいただくといった取組みも応募件数増加には効果的と考えられる。

本事業開始当初に提出された監査報告書では、申請数と認定数が同数であることに對して意見が述べられており、それに対して、認定数を上回る申請数を確保したとされているが、年月が経過し、申請数と認定数が再び同数の状況になっていることから、募集数確保に向けた取組みは、再度改善を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

平成27年度は公益財団法人川崎市産業振興財団や市内金融機関と連携し、各主体の企業支援、訪問の中で対象となりえる企業にかわさきものづくりブランド事業の紹介するよう協力を求め、直接企業にアプローチを行う裾野を増やすことで対応を図りました。

また、ブランド認定式を多くの人目につく展示会（テクノトランスファー）で開催するほか、パンフレットのリニューアル、英語版ホームページ、パンフレットの作成など、情報発信を積極的に行うことで、ブランド事業の認知度向上を図りました。今後も引き続き制度の周知を図るとともに、ブランドそのものの価値を高めるための検討を協議会、委員会を通じて行っていきます。

30 Webかわさき製品見本市事業費

意見1 システム老朽化への対応（意見）

〔指摘の要旨〕

Webかわさき製品見本市は、平成16年度に運営を開始したサイトであり、サイト開設から10年が経過しているが、サイト開設当初から大幅な変更は行われていない。現行のサイトの検索方式は、1回の検索結果が表示されるまでの時間に数十秒を要する。インターネット環境は10年前とは大きく異なっていることから、システムの利便性向上が課題である。

〔措置の内容〕

平成28年4月からの「かわさきデータベース」への統合により、「Webかわさき製品見本市」は廃止となるため、老朽化への対応は不要になりました。

3 2 テクノトランスファー事業費

意見 1 来場者確保のための施策（意見）

〔指摘の要旨〕

出展数は増加しているものの、来場者数は過去 5 年連続で減少している。一方で、出展者・来場者のアンケートはともに、例年概ね高い水準にある。このことから、出展者の要望に答え続けた結果、訪問者以外のニーズを捕らえきれていない可能性がある。来場者数増加を行うための広報活用の見直しや、さらにはコンセプトの見直しが見られる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、来場者増加に向けて、市の広報以外にも、国、県、金融機関等のメールマガジンや広報誌などを広く利用するように見直しを行いました。また、平成 27 年度の開催後のアンケート結果を踏まえて、神奈川産業振興センターや神奈川県とともに平成 28 年度のコンセプトの見直しを検討していきます。

更に、既存の来場者以外への PR を高めるためには、魅力的な併設行事を増やすことが重要であることから、市の関係部局や県の産業関連部局、経済産業省等に、テクノトランスファー内にて併設できる行事の開催を働きかけていきます。

IV 経済労働局産業振興部金融課

3 経営安定資金

意見 1 経営安定資金に係る告知について（意見）

〔指摘の要旨〕

経営安定資金の中で細分化された資金のうち、災害対策資金と激甚災害対策資金は平成 24 年度・25 年度とも利用が無いが、これらは災害の発生という要因に左右されるため、やむを得ない側面があると思料される。

その他の資金については、セーフティネット保証を利用する者が融資対象となるケースもあり、市の中小企業融資制度の中では最大の融資目標額を掲げる制度であることから、当該融資制度の活発な利用を促進し、資金の有効活用を図るため、積極的に告知することが望まれる。

〔措置の内容〕

国が定めるセーフティネット保証 5 号の指定業種数が最大時と比較して、大幅に減少しているため利用できる事業者は減っているものの、「借換支援資金」や 10 年型の一般保証付きの利用は、監査対象の翌年度は前年度の 2 倍以上の融資実績となっております。

今後も、この 2 つの資金の利用促進を図るため、市のホームページやチラシの配布等による周知を積極的に行ってまいります。

4 流動資産担保資金

意見 1 流動資産担保資金に係る告知について（意見）

〔指摘の要旨〕

流動資産担保資金については市のホームページや中小企業融資制度に関するパンフ

レット等でもPRされているが、融資実績が少ない。これは、他の中小企業融資制度に比べて融資期間が1年以内と短いこと、利率も低いとは言えないこと等により、複数の融資制度の利用対象となっている中小企業者が他の融資制度を利用する影響もあると考えられる。

当該融資制度の利用を拡大するため、他の融資制度にはない利点を強調したPR行い利用促進を行うことが望ましい。

〔措置の内容〕

平成27年度は、流動資産担保資金の拡大を図るため、中小企業者等が、売掛債権や棚卸資産を担保として融資を受けることが可能であること等、当該資金のメリットを強調したわかりやすいチラシを作成し、事業者への配布や市のホームページへの掲載を行ないました。

今後も利用者や金融機関に本制度の一層の周知を図ってまいります。

5 産業立地促進資金

意見1 産業立地促進資金に係る告知について（意見）

〔指摘の要旨〕

産業立地促進資金については市のホームページやパンフレット等でもPRされているが、融資実績が少ない。融資対象の条件に合致するケースが多くないことが要因の一つとも思われるが、制度の活発な利用を促進するため、他の方法での告知も検討することが望ましい。例えば、市では、かわさき新産業創造センターを活用した起業家支援なども行っているが、そこでの卒業者に当該融資を紹介するといった周知の徹底や、関連事業との連携が望まれる。

〔措置の内容〕

平成27年度から、インキュベーション施設に入居している事業者に対し、市内での事業展開を支援するため、川崎市産業振興財団や関係課と連携を図りながら積極的な周知に取り組むこととしました。

今後も活用可能性のある企業に対して、関係機関等と連携しながら、本制度の一層の周知を図ってまいります。

6 創業支援資金

意見1 創業支援資金に係る告知について（意見）

〔指摘の要旨〕

創業支援資金のうち、新製品開発・新分野進出支援資金については市のホームページや中小企業融資制度に関するパンフレット等でもPRされているが、平成24年度の利用が2件、平成25年度は0件であり、融資実績が特に少ない。融資対象が自社技術等を使った新製品の開発をしようとする製造業者等及び新分野進出後1年未満の川崎市内に事業所を置く中小企業者等とされており、そもそも対象者が少ないことも原因と思われる。

市の職員がセミナー等に出席して当該制度のPRを行う等、一定の努力は評価できるが、活発な利用を促進するため、より積極的な告知方法を検討することが望ましい。

〔措置の内容〕

融資利率を前年度より 0.1%引き下げ利用促進を図っております。さらに、市の補助金交付対象事業者については、0.1%の利率引き下げにより、年 2.0%以内の融資利率に改正しました。

また、平成 27 年 3 月に新たにホームページを作成し、手続方法やよくある質問等を掲載することで、創業支援融資の利用促進に取り組み、さらに、平成 27 年度から新製品開発・新分野進出支援資金についてチラシ等を作成し、川崎市産業振興財団が主催する経営フォローアップセミナー等関連性のある催しにおいて配布しました。今後も、より積極的な制度の周知を図ってまいります。

7 福祉関連産業育成資金

意見 1 福祉関連産業育成資金に係る告知について（意見）

〔指摘の要旨〕

福祉関連産業育成資金については市のホームページや中小企業融資制度に関するパンフレット等でも PR されているが、融資実績は予算に満たない状況が続いている。積極的に告知を行うなど当該融資制度の利用拡大に向けた取り組みが必要である。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、融資利率を前年度より 0.1%引き下げ、利用しやすい制度に改正するとともに、福祉関連産業育成資金活用促進のためのチラシを作成し、市内公共施設やウェルフェアイノベーションフォーラム等関連性のある催しや事業者訪問の際に配布したほか、市のホームページによる情報発信を行うなど、積極的に周知しました。

今後も庁内が連携して関連事業者へのさらなる周知を行い、本制度の利用促進を図ってまいります。

8 環境対策資金

意見 1 環境対策資金に係る告知について（意見）

〔指摘の要旨〕

環境対策資金については市のホームページや中小企業融資制度に関するパンフレット等でも PR されているが、融資実績は予算額に達していない。制度の活発な利用を促進するため、告知方法の検討が求められる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、融資利率を 0.1%引き下げ、利用しやすい制度に改正するとともに、環境対策資金利用促進のためのチラシを作成し、低CO2 川崎ブランドの募集説明会等でのチラシ配布や事業者から無料省エネルギー診断の申込みがあった際に併せて周知するなど、広報の機会を増やしました。

今後も積極的にさらなる周知を図ってまいります。

9 信用保証等促進支援事業費

意見 1 企業診断等に係る告知について（意見）

〔指摘の要旨〕

企業診断等に係る予算は 1,620 千円であり、その内容は新製品新分野進出支援資金等診断費に係る報償費であるが、平成 25 年度の企業診断に係る実績は 48 千円と極めて少ない。

新製品新分野進出支援資金を告知するに際して企業診断も P R する等により、利用促進を図ることが望ましい。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から新製品開発・新分野進出支援資金についてチラシ等を作成し、川崎市産業振興財団が主催する経営フォローアップセミナー等関連性のある催しにおいて配布しました。

今後も積極的に周知を行い、制度の利用促進を図ってまいります。

10 創業支援融資診断事業費

意見 1 経営診断について（意見）

〔指摘の要旨〕

経営診断の件数が 16 件であり、単純に月平均にすると 1.3 件程度となるが、そもそも創業支援融資の融資実績自体が平成 24 年度では 30 件、平成 25 年度では 15 件と少ない。経営診断を増加させるには創業支援融資の件数を増加させる取組みが必要である。

〔措置の内容〕

創業支援資金の利用促進に向け、平成 27 年 4 月に融資利率の引下げを行い、更に一定要件を満たす場合の経営診断の省略を実施し、創業にかかる負担軽減を図りました。

また、平成 27 年 3 月に新たにホームページを作成し、手続方法やよくある質問、事業計画の立て方、業種毎の特徴などを掲載することで、円滑な創業に向けた支援や創業支援融資の利用促進に取り組みました。

意見 2 債権管理の方法について（意見）

〔指摘の要旨〕

平成 6 年に終了した直接貸付に係る債権管理を行っている。具体的には、債権回収や法的に時効が成立した債権に係る不納欠損処理である。時効が成立していない債権については分納等による納付を促している。

回収が滞っている債権は、債務者が高齢であり事業を廃止しているケースもあるため、僅少額での分割による回収となる場合も多いとのことである。

市では平成 25 年度に債権管理条例を制定・施行しており、これに伴って債権管理手法を見直すなどの取組みが必要である。

〔措置の内容〕

消滅時効の援用手続きがなされないため不納欠損できず債権管理が困難だった債務者について、制定された債権管理条例により、消滅時効の完成をもって平成 26 年度に不納欠損処理を行いました。

今後も債務者の現況を把握しながら、法や条例に基づき適正かつ効率的な債権管理を行ってまいります。

1 1 金融一般管理費

意見 1 相談利用者への満足度調査について（意見）

〔指摘の要旨〕

「創業支援融資診断事業費」における経営診断を実施した創業支援資金申込者に対し、フォローアップ診断の希望調査と併せてアンケートを実施している。アンケートには任意の記入欄を設け、金融課への意見・要望等を記載してもらうようになっているが、質問事項が2項目と少なく、選択式ではなく文章を記載する形式になっている。この場合、記載自体を面倒と感じ、アンケートに回答してもらえないケースもありうるため、文章記載欄を残しつつも項目を選択する方式も追加する等、利用者が記載しやすい方法にすることも考えられる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度から、創業支援融資等において経営診断を行った方に実施するアンケートについて、選択式の質問事項等を加えました。

今後もアンケートの回答状況や結果を踏まえて継続的にアンケート内容を見直し、利用者が回答しやすいアンケートを実施してまいります。

1 2 金融課非常勤嘱託員任用費

意見 1 予算計上額の弾力性について（意見）

〔指摘の要旨〕

川崎市金融課及び中小企業溝口事務所における窓口・電話相談とセーフティネット保証に係る認定は、いずれも平成 24 年度に比べ平成 25 年度は件数が減少しており、これは、認定の対象となる指定業種を国が絞り込んだためである。

セーフティネットの対象範囲の縮小により、従前と比較する認定件数、相談件数が減少していることから、今後の傾向も見極めたうえで、体制の見直しが望まれる。

〔措置の内容〕

中小企業溝口事務所について、従来の窓口業務のほか、関係団体等に出向いて融資制度についての情報提供や問い合わせに対応する等の取組も行うなど業務内容の見直しを行いました。

今後は認定件数の減少や関係団体のニーズ等を踏まえ、効率的な執行体制についても検討していきます。

V 経済労働局次世代産業推進室

1 起業化総合支援事業費

意見 1 起業化総合支援の環境整備について（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業は、各段階ごとに起業を目指すものを支援する取り組みである。支援の対象となる起業家については、川崎市内に事業所を構えるといった条件は設けていない。

これは、より幅広い起業家に門戸を広げるとする市の考えに基づくものである。確かに、国内はもとより国外からも広く起業家に対して起業のチャンスを提供することには意義がある。

また並行して、起業家が川崎市で起業しやすい環境を整備するといった取組みも合わせて必要である。

〔措置の内容〕

起業化総合支援事業については、国内外の起業家に活用いただける事業として、引き続き門戸を広く事業の実施を行うとともに、平成 26 年 3 月に国から認定を受けた「川崎市創業支援事業計画」に基づき、金融機関等の支援機関担当者を集めた会議を開催する中で、支援機関の連携による川崎市内での起業を支援していきます。

意見 2 重要業績評価指数（KPI）にアンケートの活用について（意見）

〔指摘の要旨〕

目標達成度合を測る指標として、フォーラムや起業家塾への参加者数を挙げている。参加者数は事業の効果を測定する上で重要な指標ではあるが、フォーラムや起業家塾は教育的効果が重要なことからすると質的な評価も重要である。

受講者へのアンケートでは、満足度についても質問している。満足度を目標達成度合を測る指標に加えることで、参加者数といった量的側面に加え質的側面についても指標に加えるべきである。

〔措置の内容〕

フォーラムや起業家塾については、平成 27 年度から、参加者の満足度を成果指標として追加し、平成 27 年度は、参加者のうち「満足した」と回答した方の割合を 90% 以上とすることを目標としました。

意見 3 起業家オーディションの受賞者へのインタビュー記事の掲載について（意見）

〔指摘の要旨〕

起業家オーディションのホームページには、過去の受賞者の一覧はあるが、受賞者へのインタビュー記事等は特段掲載されていない。

インタビュー記事では、起業家としての先輩である過去の成功事例や起業のプロセスを紹介し、その記事をホームページに掲載することにより、潜在的な起業家の「やる気」を盛り上げるといった取組みが必要である。

〔措置の内容〕

過去の受賞者の成功事例や起業のプロセスに関するインタビュー記事について、平成 27 年 8 月 1 日号の産業情報かわさきに掲載し、起業家オーディションのホームページ上には平成 27 年 12 月に掲載しました。

意見 4 川崎市の産業振興施策と起業家支援の整合（意見）

〔指摘の要旨〕

市では、ウェルフェアイノベーション、ライフサイエンスや環境分野に関する産業振興を重点的に取り組んでいる。市を始め多くの自治体が起業家支援を行う中で、川崎

市としての独自性を発揮するためには、市が重点的に取り組んでいるライフサイエンス、環境分野に関する起業家に魅力ある取組みを行うことが効果的である。

例えば、ライフサイエンス、環境分野に特化した賞を設ける等で、市の産業振興施策と起業家支援の整合を図っていく必要がある。

〔措置の内容〕

平成 27 年度中に、市が産業振興を重点的に取り組む分野であるウェルフェア、ライフサイエンス、環境分野等において、先端的な取組みを行う事業プランを表彰する制度の設置を進めます。

3 かわさき新産業創造センター管理費

4 かわさき新産業創造センター運営費

意見 1 K B I C 発の企業の川崎への定着について（意見）

〔指摘の要旨〕

市は、K B I C 発のベンチャーが仮に成功したとしても、市に根付くか否かは不透明であるというのを今後の課題として認識していた。例えば卒業者には本社が東京に所在する場合もあり、本事業の市への還元をどのように実現するかは課題である。

そこで、卒業者の O B 会といった組織を設置し、卒業者から入居者に対して、先行事例の紹介や成功体験に関する講義を行うといった継続的な取組みを通して、市への事業効果の還元を進めることが望まれる。

〔措置の内容〕

K B I C 卒業企業に対して、卒業後も引き続き、新川崎地区での産学連携と企業間交流を推進する連携組織である「新川崎地区ネットワーク協議会」への参加を呼びかけるとともに、平成 27 年 11 月に K B I C 卒業企業や入居企業などの市内企業間の交流を図るセミナーを開催しました。

引き続き、卒業企業と K B I C 入居企業をはじめとする新川崎地区立地企業との連携・交流を支援し、市への事業効果の還元を一層進めていきます。

5 新産業創出担当非常勤嘱託員任用費

6 かわさき福祉産業振興ビジョン推進事業費

意見 1 ウェルフェアイノベーション推進計画の達成状況の検証（意見）

〔指摘の要旨〕

ウェルフェアイノベーションの推進には、長期の期間を要する。平成 26 年 3 月に策定された「川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」は、計画期間を平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 カ年としており、いわばウェルフェアイノベーションの理念の実現に向けた実行計画と言える。「川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」を着実に実行し、ウェルフェアイノベーションの理念を達成するには、「川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」の達成状況を検証すべきである。具体的には、「川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」に記載されている「今後 3 年間の事業内容・目標」の達成状況の評価や、達成に向けた毎年度の進捗状況の評価することが挙げられる。

また、ウェルフェアイノベーションの実現が、事業者をはじめとする市民との協働で推進することを考えると、「川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」の達成状況をフォーラム等で公表することが効果的である。

〔措置の内容〕

ウェルフェアイノベーション推進計画については、毎年各事業の所管課に対して照会を行い、達成状況の確認を行うとともに、ウェルフェアイノベーション推進会議幹事会を開催し、目標達成に向けた進捗管理や達成状況を踏まえた課題整理を行うなど検証を行っています。

また、達成状況の公表については、3月に開催するウェルフェアイノベーションフォーラムで資料配布による報告を行います。

意見2 KISの認知度の向上（意見）

〔指摘の要旨〕

かわさき基準推進協議会が行った KIS 認証事業者へのアンケート結果では、KIS の理念や製品開発ガイドラインについて、製品の開発・改良等の参考となったとする意見が8割を超える一方で、KIS 認証後の売上・販売台数についてはほとんど変化がないとする回答が70.7%を占めている。このように KIS の認証が事業者の売上増加に繋がっていないことの要因として、KIS の認知度が低く、KIS 認証の福祉機器の普及が不十分であることが挙げられる。

このような状況から、市は、KIS の認知度調査を実施する必要がある。また、認知度調査の結果から認知度が低い原因を分析し、その対応策としてPRといったことを行うべきである。

なお、認知度調査は、継続的に実施することで、どの程度普及が進んだかと言った経年変化の把握が可能になる、したがって、認知度調査は、例えば、3年おきと言ったように継続的に実施することが必要である。

市の KIS 普及に向けた施策として、現在、中国上海の事業や国際福祉展覧会への出展を除けば、基本的には川崎市内での普及に主軸を置いたものになっている。本来、KIS を始めとするウェルフェアイノベーションの推進の取組みは、産業振興の側面と、自立支援を目指した福祉社会の実現といった側面を併せ持つものである。

このような点からも、KIS を国内外に対して認知度を高める取組みは重要である。

〔措置の内容〕

KIS の認知度向上は重要であると認識しており、福祉施設等へ伺って製品紹介を行う出張PR事業や福祉関係者の集まる会議での説明に一層注力しているところです。認知度調査については、ウェルフェアイノベーション推進計画の更新に合せた調査の一環として平成28年度に実施するよう調整していきます。

また、KIS の周知については、国内外から12万人が来場する国際福祉機器展で全認証事業者のブースにKISパネルを設置し、規模感を持った演出を行うなど、今後ともシンボリックな取組であるKISを機会を捉えて情報発信していきます。

意見3 次期ウェルフェアイノベーション推進計画の策定（意見）

〔指摘の要旨〕

現行の「ウェルフェアイノベーション推進計画」は、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 ヶ年を計画期間とする。ウェルフェアイノベーションが長期の取組みであることから、平成 29 年度以降も計画的に実施することが重要であるが、次期推進計画の策定に向けては、現行計画の達成度評価の結果についても考慮するとともに、認知度不足といった課題にも対応した計画とする必要がある。

〔措置の内容〕

ウェルフェアイノベーション推進事業の実行計画として「ウェルフェアイノベーション推進計画」を策定・実施していますが、次期計画策定にあたっては、現行計画の達成状況を考慮するとともに、認知度の向上など、課題となる事項を網羅的に抽出し、目標設定をしていきます。

意見 4 川崎市製品開発支援補助金のより多くの企業の活用（意見）

〔指摘の要旨〕

採択企業について、過去の採択企業と同一である場合が見受けられる。平成 25 年度のその割合は製品開発で 2 件（50%）、出展で 2 件（50%）である。市でも、この点を課題として認識し、多くの企業に当該補助金を活用してもらうため、平成 23 年度から当該補助金の利用状況を審査項目に加えている。

しかし、平成 25 年度においては、半数が過去の補助企業と同じである。より多くの企業に当該制度を利用できるよう制度の周知や制度の改善に取り組む必要がある。

〔措置の内容〕

川崎市福祉製品開発支援補助金については、福祉製品開発に積極的な企業が固定化していることにより、利用企業が固定傾向にあるものと認識しております。

今後はウェルフェアイノベーションフォーラム活動の活性化を図ることで、企業連携を通じた参入を促進するとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめとする関係機関と連携した広報等による制度周知の強化や、補助制度の見直しなどを行っていきます。

意見 5 福祉製品普及支援補助金の活用実績がなく、制度の改善及び広報の充実（意見）

〔指摘の要旨〕

市では、市内事業者が、市内中小企業が開発・製造した福祉製品、または KIS 認証製品を購入・設置する場合には、その経費に対して補助する制度を設けている。

予算は平成 25 年度で 50 万円である。市のホームページ等で要綱等を載せて募集もしている。しかし、平成 25 年度は実績はなかった（24 年度以前も無し）。利用実績がない理由として、補助制度が市内事業者に広く周知されていないことが考えられる。関連する市内事業者に利用の意思を確認するといったことにより、制度の見直しと制度の周知を図っていく必要がある。

〔措置の内容〕

川崎市福祉製品導入促進補助金について、平成 26 年度には、福祉製品の導入を促

進する「出張PR」での制度紹介を行うとともに、リースによる導入も補助の対象とするなどの制度の見直しを行いました。これらの取組により平成 26 年度は 2 件の利用実績がありました。

また平成 27 年度には、補助金申請に係る FAQ を作成し、ホームページで公開することで申請しやすい環境を整備・周知しました。その結果、平成 27 年 10 月末現在 4 件の申請を受け付けています。

今後も、出張PRや商業施設等を対象としたフィールドワーク等、様々な取組を通じて制度の周知を図っていきます。

7 産業デザイン振興育成事業

意見 1 新技術・地域資源開発事業の充実（意見）

〔指摘の要旨〕

新技術等の開発に貢献した市内の企業に対し、一般財団法人地域総合整備財団（通称「ふるさと財団」）による審査を経た後、補助金が支給される制度が設けられている。しかし、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間では、申請件数は 1 件のみであり、採択の件数に至っては、0 件である。

当該補助制度を有効に活用するためにも、市としても、産業デザインコンペ等で高い評価を得た作品などを対象に、相談業務といったフォローアップを行うなど、ふるさと財団の補助対象に至るようサポートの充実が望まれる。

〔措置の内容〕

平成 26、27 年度は補助金の活用を検討する案件はありませんでしたが、今後「かわさき産業デザインコンペ」の入賞作品決定後に、企業・デザイナーに対して補助金活用の選択肢を提示し、専門家の紹介等により、書類作成など申請手続きのサポートを充実させることで、商品化に向けた取組を推進していきます。

8 コンテンツ産業振興事業費

意見 1 ビジネスライアルラボに対する市の関与の見直し（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業はコンテンツ活用事例を川崎コンテンツ産業フォーラムで発表することで、中小事業者へのコンテンツ活用の啓発を目的としている。

現時点では、中小事業者のコンテンツの活用は、広く周知されているわけではなく、コンテンツ活用事例の発表や「コンテンツ活用ガイドブック」をとおして、より多くの中小事業者にコンテンツ活用の理解を得ることが重要である。

しかし、その周知の内容は、市が創出した事例を中心としたものだけでなく、既存の民間事例を講師に発表してもらおうといったように、行政主導の取組みから民間事業者主体の取組みへと段階的に事業内容を見直すべきである。

〔措置の内容〕

平成 27 年 2 月に実施した「川崎コンテンツ産業フォーラム」において、ビジネスライアルラボにより創出した事例の発表を行ったほか、特別講演の中で、民間企業によるコンテンツ活用事例の紹介を行いました。

今後につきましても、民間企業による自主的なコンテンツ活用事例の紹介を進めていきます。

意見2 川崎コンテンツ産業フォーラムの参加者増加に向けた取組み（意見）

〔指摘の要旨〕

市では、本事業の目標達成を測る指標としてコンテンツ産業フォーラムへの参加者数を採用しているが、平成26年2月26日に開催されたフォーラムの来場者数は定員が100名のところ60名に留まっている。また、川崎市内の事業者からの参加は全体の参加者の2～3割である。なお、平成23年度、平成24年度の来場者数は、それぞれ54名、50名である。フォーラムが、中小事業者に対するコンテンツ活用の周知を目的としていることからすると参加者数を増加させることが重要である。

市では、産業振興財団や川崎商工会議所と連携して案内の送付、ポスターの掲示、メールマガジンの送信等を行っている。また、平成26年度は、より多くの事業者に参加してもらえるように、国の事業との連携・共同開催を企画しているとのことである。これらの取組みを一層進める必要がある。

〔措置の内容〕

平成27年2月に実施した「川崎コンテンツ産業フォーラム」においては、関東経済産業局による戦略的マネジメント促進事業（知財セミナー）と連携した講演会を同時開催するなど、プログラム構成面での工夫を行いました。

今後も他事業との連携を進めるとともに、SNSなど事業者が関心のある題材を中心とした企画内容にするなど、引き続き、来場者増加に向けた取組を推進していきます。

9 産学共同研究推進事業

意見1 予算事業の区分（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業は、川崎市内の事業者に対するナノ・マイクロ技術の普及、技術習得を目的とした委託事業と、ナノ・マイクロ技術を活用した具体的な産学共同研究を行う市内の中小企業に対する補助金から成り立っている。

委託事業と補助金は、いずれも市内事業者を対象としたナノ・マイクロ技術を活用した産業振興という目的は共通していることから、同一の予算事業としているものと考えられる。

しかし、同一の目的であっても支給の対象先を限定している補助金については特に説明責任が求められることから、委託事業と補助事業は予算事業を区分することが望ましい。

〔措置の内容〕

平成28年度予算の検討過程において、予算事業区分の見直しを行います。

1.1 ライフサイエンス等推進事業費

意見1 参加者増加のための取組み（意見）

〔指摘の要旨〕

いずれのフォーラム、セミナーとも参加者が定員を下回っている。会場代や印刷代等が無駄になっている可能性がある。そのため、参加者を増やす努力が必要である。

〔措置の内容〕

平成 27 年度からは社会状況に応じた、ニーズの高いテーマによってセミナー等を開催するとともに、先端研究開発施設見学会の併催などによる魅力向上、ホームページや関係機関のメールマガジン等での広報のほか、ライフサイエンス分野参入実績のある事業者と同業種の事業者への郵送・メール等による開催案内など、周知方法の見直し・多様化による参加者増加の取組により、平成 26 年度の 25 名から平成 27 年度は 62 名に、セミナー参加者数が増加しました。

今後も本事業の魅力向上を図るとともに、関係機関等と連携しながら、事業の一層の周知を図ってまいります。

VI 総合企画局臨海部国際戦略室

2 臨海部動向把握・情報管理事業費

意見 1 小事業単位での P D C A サイクルについて（意見）

〔指摘の要旨〕

事務事業の効果測定という観点から、小事業の内容、事業目的、事業効果、効果の測定を見た場合、施策課題「臨海部の戦略的マネジメント」単位での事後評価となっているため、小事業単位での事業の効果がわかりづらくなっている。例えば「ブランディング戦略に基づく効果的な P R」に関する効果測定は「臨海部 P R 誘致推進事業費」と同様に広告費用換算値が採用されており、小事業の目的との対応関係がわかりにくい。評価方法の見直しが必要である。

〔措置の内容〕

評価指標に基づくデータ整理・分析につきましては、平成 18 年度より平成 26 年度まで継続することで、経年変化等の把握が可能となる等一定の効果が得られましたが、一方で、評価指標の課題等も明らかになってまいりました。

そうした課題も踏まえ、平成 27 年度から、評価指標について見直しを行い、立地企業の税込効果額など有効的な項目を設定しました。

意見 2 大企業と中小企業の接点としての役割（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業は臨海部に立地する企業を対象に、ヒアリング等による情報収集を行い企業の動向等を把握し、その解決に向けたサポートを行うことを目的としている。そのため、本事業を所管する臨海部国際戦略室には様々な企業の取組み・課題等が蓄積されることになる。

課題解決にあたっては、大企業だけではなく中小企業が関与できる部分もある。したがって、臨海部国際戦略室が把握する企業の取組み・課題等を、経済労働局、港湾局とも定期的に共有し、必要に応じては中小企業にも情報提供を行うなど、中小企業の活躍の場を提供することが効果的である。

〔措置の内容〕

ヒアリング等により収集した情報については、地区カルテを作成し、庁内で情報共有を行いました。

今後も収集した情報については、庁内で共有するなど、大企業・中小企業に関わらず、協力して各地域の課題解決に努めてまいります。

3 臨海部PR誘致推進事業費

意見1 定量的な目標設定について（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業の事業効果の測定方法として、キングスカイフロントの企業・研究機関等の誘致件数と、広告費用換算値を参考指標としている。前者の指標は、キングスカイフロントを成功に導くためには重要な指標ではあるが、PRそのものの指標とはいえない。後者については、PRの費用対効果を事後的に検証する指標としては効果的であるが、目標値は設定しづらい。そこで、これらの指標に加えて、プロモートの件数といった職員の目標管理に有効な指標も事業効果を測定する指標に加えることが効果的である。

〔措置の内容〕

平成27年度の事業評価については、より目標管理に有効な指標として、「イベント開催に伴う来場者数」を指標に加えました。

4 川崎臨海部産学公民連携推進事業費

意見1 関連する部局との連携した取組みについて（意見）

〔指摘の要旨〕

川崎臨海部再生リエゾン推進協議会（以下、「協議会」という。）は、「川崎臨海部再生リエゾン推進協議会規約」（以下、「協議会規約」という。）に基づき設置された任意団体である。「協議会規約」第8条では、「協議会の事務局は、川崎商工会議所並びに川崎市総合企画局及び川崎市経済労働局に置く。」と規定されている。

本事業は、扇島の交通渋滞解消などの課題解決に向け、協議会から意見を聴取するものである。臨海部への企業の進出に伴い臨海部の交通渋滞等は今後も重要な課題である。臨海部の交通渋滞対策は、まちづくり局などでも検討されているが、協議会の意見については、まちづくり局や港湾局とも情報共有を図りながら施策に反映させることが望まれる。

〔措置の内容〕

協議会については、経済労働局も事務局として参加しているほか、環境局、まちづくり局、港湾局、川崎区役所などが関係局として参加しています。

今後も引き続き庁内連携を図りながら、協議会において意見交換や情報共有等を行い、その内容を基に施策の検討・調整を行っていきます。

5 浮島地区土地利用推進事業費

意見1 未利用地の有効活用について（意見）

〔指摘の要旨〕

第3期実行計画実施結果総括において、臨海部の戦略的マネジメントにおける2013年度における参考指標、浮島1期地区における暫定土地利用面積は、計画地が27ha、実績値が22.2haとなっている。

現在、一部の土地が未利用となっているため、港湾局など関係部局とも連携を図り、土地の有効活用を更に推進することが望まれる。

〔措置の内容〕

暫定土地利用については、暫定土地利用希望者の公募手続きを実施し、貸付事業者が決定され、土地の有効活用を図っています。

未利用区画については、有効活用に向けた関係局会議を開催しながら、課題の共有を図りました。

今後は、利用希望者の情報共有、情報収集を実施していきます。

意見2 本格的な土地利用に向けた取組みについて（意見）

〔指摘の要旨〕

現在、浮島地区は、浮島1期埋立地暫定土地利用基本方針に基づき、暫定的な利用が行われている。今後の本格利用に向けては庁内でも検討中であるが、さらに検討体制の充実も図り、本格的な利用に向けた検討を推進することが望まれる。

〔措置の内容〕

浮島1期地区の本格的土地利用については、「浮島地区整備等庁内検討会議」等において検討を進め、平成27年度中に浮島1期地区土地利用基本方針を策定していきます。その後、土地利用基本方針に基づき、庁内連携を図りながら本格的な土地利用を推進していきます。

6 臨海部短期交通対策事業費

意見1 調査結果の活用について（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業による調査は、主に川崎駅東口から東扇島地区への通勤時の混雑を解消するための基礎調査である。市では、平成24年度から平成26年度にかけて、川崎駅東口の混雑解消のための取組みを実施した。さらに殿町地区においても企業の進出は進んでおり、いかに通勤時の足を確保するかは重要な課題である。

これらの課題に対応するため、今後、まちづくり局で、全市的な観点から交通政策の検討を予定しているが、検討に当たり今回の調査結果を有効に活用することが望まれる。

〔措置の内容〕

川崎臨海部の交通政策については、平成27年度からまちづくり局交通政策室において、計画策定の作業が進められており、本調査の成果は、その基礎資料として活用しています。

また、庁内の関係部署で構成される川崎駅東口周辺の交通環境に係る会議や臨海部に立地する企業との意見交換の場などで、本調査結果を活用し、情報共有を図っています。

8 国際戦略拠点地区整備推進事業費

意見1 予算事業の区分について（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業は、臨海部の国際戦略拠点としての魅力をアップするための国際戦略拠点プロモーション事業と、公有財産の取得事業から成り立っている。両者は、国際戦略拠点の整備という目的は共通しているものの事業の内容は大きく異なる。また、いずれの事業も事業費は多額であることを考えると、両者は、予算事業名を区分すべきである。

〔措置の内容〕

平成 27 年度時点で当該事業の公有財産の取得は終了していることから、当該事業の主な取組は企業・プロジェクトの誘致としております。

9 ライフサイエンス共同研究補助金

意見1 事後評価の充実について（意見）

〔指摘の要旨〕

現在、事後評価としては、補助対象期間終了後、翌年度に実施されている。しかし、ここでの事後評価は、研究活動の推移や、予算の執行状況の検証が主なものである。補助対象となる研究活動は、一般的に一定期間後に研究成果が現れるものが多いと考えられる。したがって、現在実施されている事後評価に加え、長期的な視点での事後評価も有効である。例えば、補助対象期間終了後、3年程度が経過した時点で研究成果のモニタリングを実施するといったことが考えられる。

〔措置の内容〕

平成 27 年度に「川崎市ライフサイエンス共同研究補助金審査会 取扱基準」を策定し、補助事業終了後の事後評価について、「補助対象年度終了後3年間については、毎年度所定の様式により研究の進捗状況報告を求めることとする。」という規定を設け、対応を行いました。

10 殿町地区土地利用誘導事業費

意見1 計画的な事業の実施による効率化について（意見）

〔指摘の要旨〕

殿町地区は、概ね進出企業、研究機関が出揃ったところであるので、今後は、建物の建設等に合わせて、案内板の設置など整備を実施することになるが、進出企業等に対するヒアリングなども実施し、計画的に整備を行うことで効率化に努めるべきである。

〔措置の内容〕

平成 27 年度に地区内の拠点整備や周辺課題等について意見交換、必要な協議を行うため、進出企業等の会議を新たに立ち上げ開催するとともに、今後の拠点整備について進出企業等を個別に訪問するなど、必要な説明や意見交換などを実施しています。今後も地区内の整備にあたっては、関連事業の実施状況を適確に把握するとともに、

進出企業等に対する個別のヒアリング、進出企業や地域住民等で構成される会議の場などでの意見や要望を踏まえ、計画的に整備を行うことで事業の効率化に努めていきます。

1 1 殿町3丁目地区中核施設等整備事業費

意見1 決算額を他局に配当替している場合のPDCAサイクル（意見）

〔指摘の要旨〕

平成25年度の本事業の決算額は2,436千円であるが、全額を他局に（建設緑政局に939千円、まちづくり局に1,497千円）配当替している。そのため、委託先の選定など実質的な事業の管理は他局で行われている。

しかし、予算配当を行う部署として、総合企画局が事業の概要や顛末を把握することは必要である。予算事業のPDCAサイクルの観点からも、総合企画局は、他局からの事後の報告を受け、予算執行の適切性を十分確認すべきである。

〔措置の内容〕

平成26年度以降は、総合企画局から他局への配当替えを行っておりませんが、今後殿町3丁目の整備に関連して、総合企画局から関係局に予算配当を行った場合には、それぞれの事業成果を確認し、情報共有を行いながら事業推進に努めていきます。

Ⅶ まちづくり局交通政策室

1 臨海部交通アクセス円滑化調査事業

意見1 他部門の予算との合算による事業の遂行（意見）

〔指摘の要旨〕

本事業は、企業進出に伴う東扇島地区の通勤時の混雑を解消するため、公共交通機関の充実を図ることを目的に、まちづくり局交通政策室と総合企画局臨海部国際戦略室とが連携して実施する調査である。

東扇島地区への通勤者の増加に伴い川崎駅東口からのバス路線の拡充が求められるところではあるが、川崎駅東口のスペースの問題もあり改善を図るには至っていない。さらに、今後は、殿町地区への通勤者の増加も予想されるところである。

このように、今後の更なる通勤者の増加も見据えると、川崎駅東口から臨海部への公共交通の充実に限定することなく、京急大師線の更なる活用も含めた全市的な交通戦略の枠組みの中での検討が求められる。

〔措置の内容〕

臨海部の活性化や国際戦略拠点の形成に向けて、JR南武支線や京急大師線などの既存交通施設を最大限に活用するとともに、駅アクセスや交通結節機能の改善により、鉄道と路線バスの連携強化を図るなど、段階的な交通機能強化策について検討を進めており、平成28年度には臨海部における公共交通のあり方の基本的な方向性についてお示しする予定です。

なお、本調査の成果については、当該検討作業において、各取組を検討する際の基礎資料の1つとして活用を図っているところです。

VIII 港湾局港湾経営部経営企画課

1 浮島埋立地暫定利用事業費

意見1 貸付料収入の実績推移が年度により増減している件（意見）

〔指摘の要旨〕

貸付料収入の実績は年度により増減している。これは、区画ごとに年単位での貸付であるため、年度によっては借り受け希望者がなかったり、月単位での貸付となっているためである。

このような状況から、安定的に貸付収入を得るためには、現時点で貸付けている土地も含め、継続的に利用者の募集を行うことが必要となる。そこで、過去に借受実績のある事業者や応募実績のある事業者などを対象に、事業者のニーズを把握するなどといった取組みが求められる。

〔措置の内容〕

浮島1期埋立地の貸付については、1区画は月単位、残りの区画は年単位での貸付を行っており、平成28年1月時点で空き区画はない状況ですが、今後も、借受実績のある事業者を中心に、ヒアリングや新たに物流動向の調査を実施することで事業者のニーズ把握するとともに、公募に関する情報提供を行うなど、安定的な貸付に努めていきます。